



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

<b>条例</b> .....	11
大和高田市個人情報保護に関する法律施行条例（法務課） .....	11
大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（法務課） .....	15
大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例（人事課） .....	18
大和高田市職員の定数等に関する条例等の一部を改正する等の条例（人事課） .....	18
大和高田市職員の修学部分休業に関する条例（人事課） .....	34
大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） .....	35
大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	38
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	39
一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課） .....	39
大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（保険医療課） .....	58
<b>規則</b> .....	59
一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（人事課） .....	59
大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則（保険医療課） .....	70
<b>訓令</b> .....	70
大和高田市旧庁舎跡地活用事業推進委員会設置要綱（総務課） .....	70
<b>告示</b> .....	72
放置自転車の移動、保管（生活安全課） .....	72
住民票の消除（市民課） .....	72
令和4年度大和高田市一般会計補正予算（第11号）等の要領の公表（財政課） .....	73
大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示（契約監理室） .....	82
引取りのない自転車等の処分（生活安全課） .....	84
指定居宅介護支援事業所の廃止（介護保険課） .....	85
特定生産緑地の指定及び指定の解除（都市計画課） .....	85
大和都市計画生産緑地地区の変更及び都市計画図書の縦覧（都市計画課） .....	86
公示送達（介護保険課） .....	86
公示送達（介護保険課） .....	87
<b>公告</b> .....	87
市営住宅の入居者の公募（住宅課） .....	87
低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	90
公売公告（収納対策室） .....	93
曾大根地内側溝改修工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	96
吉井地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室） .....	100

緊急安全措置の実施（住宅課）	102
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	103
公売公告（収納対策室）	103
磐園小学校キュービクル式高圧受電設備修繕工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	106
磯野地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	110
奥田地内用排水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	112
大谷地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	115
西坊城地内隅切改良工事に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	117
大和高田市文化会館自動販売機設置事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（文化振興課）	120
令和5年度大和高田市議会インターネット映像配信業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	121
大和高田市がん検診等予約受付業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	123
令和4年度大和高田市職員採用試験の実施に関する公告（人事課）	125
公売公告（収納対策室）	130
公売公告（収納対策室）	132
公売公告（収納対策室）	134
<b>教育委員会</b>	137
大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定（生涯学習課）	137
大和高田市教育委員会12月定例委員会の招集（教育総務課）	137
<b>選挙管理委員会</b>	138
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等（選挙管理委員会）	138
選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表（選挙管理委員会）	138
<b>農業委員会</b>	138
大和高田市農業委員会1月定例委員会の招集（農業委員会）	138
<b>議会事務局</b>	139
大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例（議会事務局）	139

公布された条例のあらまし

◇大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（法務課）

1 理由

デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まる社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図れるよう、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護についても、改正後の個人情報の保護に関する法律が適用されることから、大和高田市個人情報保護条例で定める規律の大部分が同法に移行することになることから、大和高田市個人情報保護条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定するものです。

2 内容

条例の骨子

- 第1条（趣旨）
- 第2条（用語）
- 第3条（開示請求に係る手数料等）
- 第4条（開示請求書の記載事項）
- 第5条（訂正請求書の記載事項）
- 第6条（利用停止請求書の記載事項）
- 第7条（審査会への諮問）

### 3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

## ◇大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（法務課）

### 1 理由

デジタル社会の進展に伴い個人情報の有用性が高まる社会状況にあわせて、個人情報の「保護」と「適正かつ効果的な利活用」の両立を図れるよう、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護運営審議会の事務が縮小したことを受けて、諮問制度の関連性、所掌事項の性質、運営方法の効率性等に鑑み、現行条例における情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護運営審議会を大和高田市情報公開・個人情報保護審査会に一元化するため、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例を制定します。

### 2 内容

条例の骨子

- 第1条（趣旨）
- 第2条（設置）
- 第3条（定義）
- 第4条（所掌事項）
- 第5条（組織）
- 第6条（委員）
- 第7条（会長及び副会長）
- 第8条（審査会の調査審議）
- 第9条（審査会の調査権限）
- 第10条（意見の陳述）
- 第11条（意見書等の提出）
- 第12条（提出資料の写しの送付等）
- 第13条（審査請求に係る調査審議手続の非公開）
- 第14条（答申書の送付等）
- 第15条（個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議）
- 第16条（委任）
- 第17条（罰則）

### 3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

## ◇大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例（人事課）

### 1 理由

中和地域の中核病院として救急医療体制の充実を図るため医師の増員を図るとともに、地域の病院・診療所との連携を強化するため地域医療連携部門の充実化を図り、新病院建設へ向け急性期病院として診療部門を充実させるため新しい診療科を立上げることに伴う医師、看護師、技師等を確保することを目的として、市立病院事業部局の職員定数を引き上げるものです。

## 2 内容

市立病院事業部局の職員の定数を495人から545人に増員します。(第3条関係)

## 3 施行期日

令和5年4月1日

### ◇大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(人事課)

#### 1 理由

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、国家公務員の定年が引き上げられました。本市においても国家公務員の措置との権衡の観点から、国に準じた所要の改正を行います。

#### 2 内容

##### 1 大和高田市職員の定年等に関する条例の一部改正(第1条関係)

(1) 職員の定年を65歳とする改正を行うとともに、異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間)に他の職への降任等を行う管理監督職上限年齢制を導入します。

(2) 定年を迎える職員が、例外的に定年退職日の延長ができる要件を整備します。

(3) 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の範囲について、管理職手当を受けられる職員の職と定めます。

(4) 管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、やむを得ない事情がある場合を除いて非管理監督職でできる限り上位の職に任用することや人事評価の結果等を踏まえること等、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めます。

(5) 管理監督職上限年齢に達した場合は管理監督職から他の職へ降任等することとなりますが、高度の知識等を必要とする職務であること等の事由があると認められる場合に限り1年を超えない期間(1年ごとの更新で最長3年まで)内で引き続き管理監督職として勤務させることができる要件を定めます。

(6) 年齢60年に達した職員が定年退職日に至るまでの期間において、フルタイム勤務職員の勤務時間と比較して短い勤務をさせることができる職に採用できることとする改正を行います。

(7) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの期間において2年度に1年ずつ職員の定年の年齢を延ばす経過措置を定めるとともに、現行制度上の定年が60年ではなく改正後も同様の定年とする職である医師と給食調理員について読み替え規定を設けます。

(8) 職員が60歳になる年度の前年度に、任用及び給与に関する措置の内容について情報を提供し、勤務の意思を確認する任命権者の努力義務を定める改正を行います。

(9) 定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み(暫定再任用制度)を措置します。暫定再任用職員については、短時間勤務ができることとするとともに、暫定再任用職員の任期の更新期間と更新ができる場合の条件を定めます。さらに、大和高田市の構成団体の一部事務組合に所属していた職員も大和高田市の暫定再任用職員として任用できるよう改正を行います。

##### 2 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第2条関係)

再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴い、短時間勤務の職を占める職員の任用を規定する地方公務員法の条文が改正されたため、

引用すべき条文を改めます。

- 3 大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第3条関係）

地方公務員法の改正に伴い、旧法第28条の5第1項に基づく再任用短時間勤務職員の任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員の任用制度が制定されることに伴い引用条文を改める改正を行います。
- 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第4条関係）

地方公務員法の改正に伴い、旧法第28条の4及び第28条の6に基づく常勤の再任用職員制度が廃止されることによる改正を行うほか、管理監督職上限年齢に達した後の他の職への降任等される異動期間を延長された管理監督職の職員についても、職員派遣の対象となるよう改正を行います。
- 5 職員の分限に関する条例の一部改正（第5条関係）
  - (1) 管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、職員を降給及び降格させることのできる事由に管理監督職勤務上限年齢に達したことによる降格とそれに伴う降給を加えます。
  - (2) 当分の間、60歳を超える職員の給料月額は、60歳前の7割水準に設定することに伴い、この設定による給料の減額は書面で通知すべき降給に当たらない降給とするよう所要の改正を行います。
  - (3) 管理監督職勤務上限年齢に達したことによる降給については、書面の交付によりこれを通知することを行わず、給料月額の異動の通知のみを行うこととします。
  - (4) 企業職員及び労務職員について、条例で降給について定める必要があるところ、当該職員についてこの条例の規定を準用する規定を設けます。
- 6 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正（第6条関係）

60歳に到達した最初の4月1日に、60歳到達時点の給料月額の7割水準を基調とした給料月額への引き下げが行われることに伴い、懲戒処分による給料の減額金額が先の給料月額の引き下げにより10分の1を超えることのないよう措置を行います。
- 7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第7条関係）
  - (1) 再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴い、地方公務員法の引用すべき条文を改めます。
  - (2) 暫定再任用職員制度が導入され、暫定再任用職員の内短時間勤務の職を占めるもののため、読み替え規定を定めます。
- 8 大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第8条関係）
  - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律により、育児休業を取得できない職員として、管理監督職上限年齢の延長を受けた管理監督職の職を占める職員を追加する改正を行います。
  - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律により、育児短時間勤務の承認を受けることができない職員として、管理監督職上限年齢の延長を受けた管理監督職の職を占める職員を追加する改正を行います。
  - (3) 60歳に達し給料の月額7割減額措置を受けた職員が育児短時間勤務をする場合の読み替え規定を設けます。
- 9 一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第9条関係）
  - (1) 再任用短時間勤務職員制が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制が導入されることに伴い、引用する地方公務員法の条文を改めます。
  - (2) 当分の間、職員の給料月額は60歳に達した日後における最初の4月1日以降、60歳到達時点での給料月額に100分の70を乗じて得た額とする改正を行います。ただし、給食調理員については63歳に達した日後における最初の4月1日以降に同様の扱いとし、医師についてはその適用対象とせず、管理監督職勤務上限年齢を超えて引き続き管理監督職

に勤務する職員については引き続き管理監督職として勤務する期間においてその適用を受けないよう例外規定を設けます。

(3) 各給料表中に定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定め、基準給料月額とすることで短時間勤務の場合の支給額の減額に対応する改正を行います。

(4) 行政職、医療技術職及び看護職を占める職員で管理監督職勤務上限年齢に達した職員を非管理監督職として任用するに当たって、新しい職務名称として統括調整員を追加する改正を行います。

(5) 暫定再任用職員の給与月額等を定める改正を行います。また、暫定再任用職員を常勤の暫定再任用職員と暫定再任用短時間勤務職員とに分け、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員とみなして運用するよう改正を行います。

#### 10 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正(第10条関係)

(1) 再任用短時間勤務職員制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴い、短時間勤務の職を占める職員の任用を規定する地方公務員法の条文が改正されたため、引用すべき条文及び文言を改めます。

(2) 暫定再任用職員においても短時間勤務の職を占める職員の任用をできるように読み替え規定を定めます。

#### 11 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(第11条関係)

定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に係る地方公務員法の改正に伴い、地方公務員法の引用すべき条文を改めます。

#### 12 職員の再任用に関する条例の廃止(第12条関係)

地方公務員法の改正に伴い、旧法第28条の4及び第28条の6に基づく常勤の再任用職員制度が廃止されることに伴い、条例を廃止します。

#### 13 その他、他の条例等の改正に伴う文言の整理等

### 3 施行期日

#### 1 公布の日施行の規定

附則第11条の規定

#### 2 令和5年4月1日施行の規定

前項に記載する規定以外の規定

### ◇大和高田市職員の修学部分休業に関する条例(人事課)

#### 1 理由

定年延長制度の導入を機に地方公務員法上に定める休業制度の見直しを行ったところ、法律上で既に整備されている当該休業制度が条例上では未整備であったため、所要の規定の整備を行います。

#### 2 内容

地方公務員法第26条の2に定める条例として、修学部分休業の取得できる期間及び修学部分休業取得時の給料等の取り扱いについて規定する条例を制定します。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

### ◇大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)

#### 1 理由

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため国家公務員の定年が引き上げられたこと、及び非常勤職員に対する国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の適用要件が緩和されたことを受けて、国

家公務員の措置との権衡の観点から国に準じた改正を行うほか所要の改正を行います。

2 内容

1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する規定（第5条の3関係）

定年の年齢が60歳から65歳に延長されることに伴い、退職手当を算定する際、退職手当の基本額に加算される金額を計算し、基本額に加算される金額を算出するときに用いる職員の年齢を定年の年齢と同様に引き上げます。

2 失業者の退職手当の受給期間に関する規定（第11条第4項関係）

失業者の退職手当は雇用保険法に定める基本手当に相当するものであるところ、雇用保険法が改正され離職者が離職後に自身で事業を開始した際、離職日から原則1年と定められている受給期間に最大3年間受給期間に算入しない期間を適用させることができることとなりました。このことに合わせて条例を改正します。

3 60歳を超えた職員が退職する場合の退職手当の算定に関する規定（附則第9項から第11項までの規定関係）

定年の年齢が60歳から65歳に延長されることに伴い、60歳に達した日以後でその者の非違によることなく退職したものについて、定年退職者と同じ区分の退職手当の基本額を算出する際の割合を用いるものとする規定を整備するとともに、退職年齢の経過措置の期間に退職する給食調理員と医師に当該規定を適用しないこととする改正を行います。

4 退職手当を算出する際の給料月額に関する規定（附則第12項関係）

給与条例の附則第18項により60歳以上職員の給料月額は60歳到達前の7割水準に引下げられる一方、退職手当を算定するに当たって計算に用いる給料月額については引き下げ前の金額を用いるよう改正を行います。

5 その他所要の改正

3 施行期日

1 公布の日施行の規定

- ・ 第1条中大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項本文、第11条第2項、第4項及び第11項の改正規定
- ・ 第1条中大和高田市職員の退職手当に関する条例附則第9項の改正規定
- ・ 第5条の規定
- ・ 附則第3条の規定

2 令和5年4月1日施行の規定

前項に記載する規定以外の規定

3 令和4年7月1日から適用の規定

- ・ 第1条の規定による改正後の第11条第4項及び附則第3条の規定

◇大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、議員の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第1条関係）

議員の令和4年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
--	----	-----	-------

6月期	1.60月	1.60月	0.00月
12月期	1.60月	<u>1.65月</u>	0.05月
計	3.2月	<u>3.25月</u>	0.05月

2 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第2条関係）

議員の令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.60月	<u>1.625月</u>	0.025月
12月期	1.65月	<u>1.625月</u>	▲0.025月
計	3.25月	3.25月	0.00月

3 施行期日

1 公布の日施行の規定

第1条の規定

2 令和5年4月1日施行の規定

第2条の規定

3 令和4年12月1日から適用の規定

第1条の規定

◇特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改定するものです。

2 内容

1 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

市長、副市長及び教育長の令和4年12月期の期末手当の支給割合について、引上げ改定を行います。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	1.625月	0.00月
12月期	1.625月	<u>1.675月</u>	0.05月
計	3.25月	<u>3.3月</u>	0.05月

2 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

市長、副市長及び教育長の令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	<u>1.65月</u>	0.025月
12月期	1.675月	<u>1.65月</u>	▲0.025月
計	3.3月	3.3月	0.00月

3 施行期日

1 公布の日施行の規定

第1条の規定

2 令和5年4月1日施行の規定

第2条の規定

3 令和4年12月1日から適用の規定

第1条の規定

◇一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

1 理由

人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に鑑み、本市の一般職の職員の給料を改定します。

2 内容

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

- (1) 全ての給料表について、給料額の引上げを行います。（別表第1から別表第3までの規定関係）
- (2) 令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員にあつては0.05月分）引き上げます。（第18条関係）

●一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.2月	1.2月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.95月	0.95月	0.00月	
12月期	期末手当	1.2月	1.2月	0.00月	計0.10月
	勤勉手当	0.95月	<u>1.05月</u>	0.10月	
計		4.3月	4.4月	0.10月	

●再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.675月	0.675月	0.00月	支給済み
	勤勉手当	0.45月	0.45月	0.00月	
12月期	期末手当	0.675月	0.675月	0.00月	計0.05月
	勤勉手当	0.45月	<u>0.5月</u>	0.05月	
計		2.25月	2.3月	0.05月	

(3) その他所要の改正

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

- (1) 令和5年6月期以降の勤勉手当の支給割合を平準化します。（第18条関係）

●一般職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	1.2月	1.3月	0.00月	計 0.05月
	勤勉手当	0.95月	<u>1.0月</u>	0.05月	
12月期	期末手当	1.2月	1.3月	0.00月	計 ▲0.05月
	勤勉手当	1.05月	<u>1.0月</u>	▲0.05月	
計		4.4月	4.4月	0.00月	

●再任用職員

		現行	改正後	改定の内容	
6月期	期末手当	0.675月	0.675月	0.00月	計0.025月

	勤勉手当	0.45月	<u>0.475月</u>	0.025月	
12月期	期末手当	0.675月	0.675月	0.00月	計 ▲0.025月
	勤勉手当	0.5月	<u>0.475月</u>	▲0.025月	
	計	2.3月	2.3月	0.00月	

3 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第3条関係)

- (1) 特定任期付職員の給料表について、給料額の引上げを行います。(第7条関係)
- (2) 令和4年12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	1.625月	0.00月
12月期	1.625月	<u>1.675月</u>	0.05月
計	3.25月	3.3月	0.05月

4 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正(第4条関係)

- (1) 令和5年6月期以降の期末手当の支給割合を平準化します。(第8条関係)

	現行	改正後	改定の内容
6月期	1.625月	<u>1.65月</u>	0.025月
12月期	1.675月	<u>1.65月</u>	▲0.025月
計	3.3月	3.3月	0.00月

3 施行期日

- 1 公布の日施行の規定  
第1条及び第3条の規定
- 2 令和5年4月1日施行の規定  
第2条及び第4条の規定
- 3 令和4年4月1日から適用の規定  
第1条及び第3条の規定

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課)

- 1 理由  
地方税法施行令の一部改正を受けて、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引上げを行うものです。
- 2 内容
  - 1 国民健康保険税の基礎課税額(医療給付費分)に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から20万円に引き上げます。(第2条及び第21条関係)
  - 2 その他所要の改正
- 3 施行期日  
令和5年4月1日

◇大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例(議会事務局)

- 1 理由  
改正後の個人情報保護法では、原則として、議会は適用除外となっているが、「国の施策との

整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」(第5条)等の責務を有することとされ、これを踏まえ、議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

## 2 内容

条例の骨子

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 個人情報等の取扱い(第4条-第16条)

第3章 個人情報ファイル(第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第18条-第30条)

第2節 訂正(第31条-第37条)

第3節 利用停止(第38条-第43条)

第4節 審査請求(第44条-第46条)

第5章 雑則(第47条-第52条)

第6章 罰則(第53条-第57条)

## 3 施行期日

令和5年4月1日

# 条 例

## 条例第20号

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（訂正請求書の記載事項）

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求書の記載事項）

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審査会への諮問）

第7条 市の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第21号）第2条に規定する大和高田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- （1） この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2） 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- （3） 前2号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

（大和高田市個人情報保護条例の廃止）

第2条 大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（大和高田市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項、第13条第2項及び第13条の2第2項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- （1） 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第6号に規定する実施機関に相当する機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- （2） 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（以下この号において「受託者であった者」という。）又は受託者であった者の役員（法人の取締役、無限責任社員、理事、監査役その他これらに類する者をいう。）、代理人、使用人その他の従業者
- （3） 前条の規定の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市が指定する者（以下この号において「指定管理者」という。）として旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者（以下この号において「指定管理者であった者」という。）又は指定管理者であった者の役員（法人の取締役、無限責任社員、理事、監査役その他これらに類する者をいう。）若しくは公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前条の規定の施行前に旧条例第14条各項、第23条第1項若しくは第2項、第26条各項又は第29条各項の規定による請求がされた場合における公文書に記録されている自己を個人情報の本人とする個人情報の開示、訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有してい

た旧条例第43条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、前条の規定の施行前において旧条例第44条に規定する旧実施機関が保有していたその事務又は業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行前において旧条例第35条第1項の規定により設置された大和高田市個人情報保護審査会の委員であった者又は旧条例第36条第1項の規定により設置された大和高田市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る旧条例第35条第6項又は第36条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(大和高田市情報公開条例の一部改正)

第6条 大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、開示請求に係る公文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム、マイクロフィルム若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令及び他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地

方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 市が経営する企業又は独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第11条第1項中「15日」を「30日」に改め、同条第2項中「45日」を「30日」に改める。

（大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第7条 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部個人情報保護審査会の委員の項及び同部個人情報保護運営審議会の委員の項を削る。

附則第3項中「個人情報保護審査会の委員、個人情報保護運営審議会の委員」を削る。

（大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

第8条 大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「大和高田市個人情報保護条例（平成13年条例第27号）の規定」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章第2節の規定」に改める。

**条例第21号**

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 大和高田市情報公開条例(平成10年条例第25号。以下「情報公開条例」という。)第16条第1項の規定により審査会に諮問をした処分庁又は審査庁及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)をいう。

(2) 公文書 情報公開条例第10条第1項及び第2項に規定する決定に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等(次条第2号において「開示決定等」という。)に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。)をいう。

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 情報公開条例第16条第1項の規定による諮問に応じ、情報公開条例第10条第1項及び第2項に規定する決定又は情報公開条例第5条に規定する開示請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(3) 大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)第7条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第7条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会の調査審議)

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第14条において同じ。)又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第4条第3号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(委員の委嘱に関する準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第6条第1項の規定の例により、審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、その委嘱された委員は、施行日において同項の規定により委嘱されたものとみなす。

(大和高田市情報公開条例の一部改正)

第3条 大和高田市情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「・第17条」を削り、「第18条—第24条」を「第17条—第23条」に改める。

第16条第1項中「次条第1項に規定する大和高田市情報公開審査会」を「大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第21号)第2条に規定する大和高田市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第17条を削る。

第4章中第18条を第17条とし、第19条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

(大和高田市情報公開条例の改正に伴う経過措置)

第4条 施行日前に前条の規定による改正前の大和高田市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第17条の規定により設置された大和高田市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧情報公開審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

2 施行日前において旧情報公開審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第17条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(大和高田市個人情報保護条例の廃止による大和高田市個人情報保護審査会及び大和高田市個人情報保護運営審議会の廃止に伴う経過措置)

第5条 施行日前に大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)附則第2条の規定による廃止前の大和高田市個人情報保護条例(平成13年条例第27号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第35条第1項の規定により設置された大和高田市個人情報保護審査

会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)又は旧個人情報保護条例第36条第1項の規定により設置された大和高田市個人情報保護運営審議会(以下「旧個人情報保護運営審議会」という。)にされた諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧個人情報保護審査会又は旧個人情報保護運営審議会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 大和高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部情報公開審査会の委員の項中「情報公開審査会の委員」を「情報公開・個人情報保護審査会の委員」に改める。

附則第3項中「情報公開審査会の委員」を「情報公開・個人情報保護審査会の委員」に改める。

## 条例第22号

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員定数条例の一部を改正する条例

大和高田市職員定数条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「495人」を「545人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 条例第23号

大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(大和高田市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に

次の章名を付する。

## 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を」を「当該職員を」に改め、同項各号列記以外の部分中「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、同項中「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき。」を「こと。」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員を容易に補充することができないとき。」を「よる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき。」を「こと。」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

## 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）第15条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職（大和高田市立病院及び大和高田市国民健康保険天満診療所において医療業務に従事する医師が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。ただし、給食調理員（大和高田市立病院で勤務する者を除く。）は、年齢63年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしよう

とする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等を行うものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1

週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条各号に掲げる職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する定年とする。

(1) 令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

(2) 令和4年改正条例による改正前の第3条第2号に掲げる職員については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条第1号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年（第7条ただし書の給食調理員にあっては63年。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該

職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大和高田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する条例(昭和26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第1条の4各号列記以外の部分中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、」を加え、同条中「該当する場合には」を「該当し、必要があると認める場合は」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の3項を加える。

2 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)附則第18項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の3の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与等に関する条例附則第18項の規定による降給とする」とする。

3 第2条第6項の規定は、一般職の職員の給与等に関する条例附則第18項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

4 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは同法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項に」を「同法第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 大和高田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同項ただし書中「第110号。以下」の次に「この項において」を加え、「以下「任期付短時間勤務算出率」を「次項及び第4項において「任期付短時間勤務算出率」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第4条の3第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項ただし書中「場合は」を「場合には」に改め、同条を第4条の2とし、第4条の4を第4条の3とする。

第8条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第7項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改

める。

第10条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「この条」を「この項」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の2第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条、」を「第4条第1項から第8項まで、第7条、」に改める。

第19条の3中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

18 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳(次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の4月1日(附則第20項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

(1) 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の法(次号及び次項第2号において「令和5年旧地方公務員法」という。)第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員のうち、規則で定める職員 63歳

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に規定する条例で別に定める職員に相当する職員(前号に規定する職員を除く。)のうち、規則で定める職員 60歳を超え64歳を超えない範囲内で規則で定める年齢

19 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 令和5年旧地方公務員法第28条の2第3項に掲げる条例で別に定める職員に相当する職員のうち規則で定める職員

(3) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(4) 法第28条の6第3項に規定する条例で別に定める職員のうち、規則で定める職員

(5) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

20 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第22項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規

則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第18項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 2 1 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 2 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第18項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第20項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 3 附則第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第18項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 4 附則第18項から前項までに定めるもののほか、附則第18項の規定による給料月額、附則第20項の規定による給料その他附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

に改める。

別表第2ア 教育職給料表(1)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200
-------	---------	---------	---------	---------

」を

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 331,100	円 415,200

」に、

同表イ 教育職給料表(2)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	225,200	271,100	324,400	405,200
-------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 225,200	円 271,100	円 324,400	円 405,200

」

に改める。

別表第3ア 医療職給料表(1)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 296,200	円 338,600	円 393,000	円 466,000	円 565,900

」に、

同表イ 医療職給料表(2)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100	円 322,800	円 365,000

」に、

同表ウ 医療職給料表(3)の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	円 326,200

」

に改める。

別表第4ア 行政職給料表等級別基準職務表の表中

「

4級	係長又は主査の職務
----	-----------

」を

「

4級	係長、主査又は統括調整員の職務
----	-----------------

」に、

同表オ 医療職給料表(2)等級別基準職務表の表中

「

5級	係長又は主査の職務
----	-----------

」を

「

5級	係長、主査又は統括調整員の職務	
		」に、
同表カ 医療職給料表（3）等級別基準職務表の表中		
「		
4級	係長、主査又は看護専門学校の教員の職務	
		」を
「		
4級	係長、主査、看護専門学校の教員又は統括調整員の職務	
		」
に改める。		
（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）		
第10条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第20号）の一部を次のように改正する。		
第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。		
第3条の2（見出しを含む。）中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。		
（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）		
第11条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。		
第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。		
第19条第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。		
（職員の再任用に関する条例の廃止）		
第12条 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第4号）は、廃止する。		
附 則		
（施行期日）		
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。		
（勤務延長に関する経過措置）		
第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第1条の規定による改正前の大和高田市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の大和高田市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。		
2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、		

基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下次条、附則第7条から附則第9条まで及び附則第11条において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。  
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当

該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、規則で定める組合(以下次項及び附則第6条において同じ。)における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項及び次項、次条第1項及び第2項、附則第8条第1項各号、附則第9条第1項各号並びに附則第10条において同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している

職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者になった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

2 大和高田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、大和高田市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第5号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務条例の規定を適用する。

(大和高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する一般職の職員の給与等に関する条例(昭和32年条例第63号)附則第18項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第9条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（以下次条第4項から第7項までにおいて「新給与条例」という。）附則第18項から第24項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下次条第1項において「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第16条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与等に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与等に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項第1号の規定を適用する。

6 新給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第4条第1項から第8項まで、第7条、第7条の2及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。  
（その他の経過措置の規則への委任）

第17条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。  
（教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定を適用する。  
（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第19条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは

第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、適用しない。

## 条例第24号

大和高田市職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の修学部分休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業）

第2条 修学部分休業の承認は、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- （2） 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- （3） 学校教育法第108条に規定する短期大学
- （4） 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- （5） 学校教育法第124条に規定する専修学校
- （6） 学校教育法第134条に規定する各種学校
- （7） 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設で任命権者が認めるもの

3 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（修学部分休業の承認の申請）

第3条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の修学の内容を明らかにしてしなければならない。

（修学部分休業の期間の延長）

第4条 修学部分休業をしている職員は、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、修学部分休業の期間の延長の承認について準用する。

（修学部分休業取得中の給与）

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）第9条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し）

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- （1） 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

(3) 修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 条例第25号

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第11条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加える。

第9条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第11条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対

する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第6項中「第5条」の次に「又は附則第10項」を加え、「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とし、附則中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附則第9項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第8項とし、附則に次の9項を加える。

9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳（大和高田市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第号）による改正前の大和高田市職員の定年等に関する条例（以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員（以下「労務職員」という。）に相当する職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳（労務職員にあつては、63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 前2項の規定は、令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

12 一般職の職員の給与等に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「大和高田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）第2条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（附則第9項に規定する労務職員（以下「労務職員」という。）及び附則第11項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（労務職員及び医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、労務職員にあつては63歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ

同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「1年」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

労務職員及び医療業務従事職員以外の者	60歳
労務職員	63歳
医療業務従事職員	65歳

15 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第9条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第9条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第9条の2第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日以前に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和59年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に改正後の条例」を「に大和高田市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第9項若しくは第10項」を加え、「当分の間改正後の条例」を「当分の間、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加える。

附則第4項中「に改正後の条例」を「に大和高田市職員の退職手当に関する条例」に、「又は改正後の条例」を「又は同条例」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第5項中「改正後の条例」を「大和高田市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」

の次に「又は附則第10項」を加える。

第3条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第4項」を「附則第3項」に改める。

第4条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の条例」を「大和高田市職員の退職手当に関する条例」に、「附則第4項から第6項まで」を「附則第3項から第5項まで」に改める。

第5条 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(令和元年条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「新条例第2条第2項」を「大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第5項中「新条例」を「大和高田市職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定(「含む。」の次に「第11条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。))を加える部分に限る。)、第11条第2項、第4項及び第11項の改正規定並びに附則第9項の改正規定、第5条並びに附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大和高田市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第4項及び附則第3条の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する新条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。))とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。))とする。

第3条 新条例第11条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

## 条例第26号

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
(大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の165」に改める。

第2条 大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大和高田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

### 条例第27号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例  
(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和34年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

### 条例第28号

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に

関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和32年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

附則に次の1項を加える。

(会計年度任用職員の給与等の特例)

18 令和5年3月31日までの間、会計年度任用職員の給与等の額は、一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例の規定により算定する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	

74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				

	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

ア 教育職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
35	226,500	279,600	395,800	472,000	

	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	
	39	233,300	287,400	401,700	
	40	235,100	289,200	403,100	
	41	236,800	290,600	404,800	
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	
	49	247,900	308,300	416,700	
	50	249,300	310,700	418,100	
	51	250,500	313,000	419,700	
	52	251,900	315,200	421,200	
	53	253,000	317,300	422,900	
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	
	64	264,500	339,000	438,000	
	65	265,800	340,700	439,200	
	66	267,200	342,900	440,400	
	67	268,600	344,900	441,600	
	68	270,200	347,100	442,800	
	69	271,500	348,900	444,000	
	70	272,800	350,800	445,200	
	71	274,100	352,800	446,400	
	72	275,400	354,800	447,600	
	73	276,400	356,400	448,700	
	74	277,600	358,300	449,300	
	75	278,900	360,100	449,800	
	76	279,900	362,000	450,300	
	77	280,800	363,800	450,800	
	78	281,800	365,500		
	79	282,800	367,200		
	80	283,800	368,800		
	81	284,900	370,300		
	82	286,100	371,800		
	83	287,300	373,300		
	84	288,500	374,700		
	85	289,500	375,800		

	86	290,600	377,200		
	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		
	89	293,900	381,200		
	90	295,000	382,500		
	91	296,200	383,700		
	92	297,400	385,000		
	93	297,900	386,300		
	94	298,900	387,400		
	95	300,000	388,700		
	96	301,200	389,900		
	97	302,200	391,300		
	98	303,300	392,300		
	99	304,300	393,400		
	100	305,400	394,400		
	101	306,300	395,300		
	102	307,400	396,300		
	103	308,500	397,400		
	104	309,500	398,500		
	105	310,100	399,200		
	106	311,000	400,100		
	107	311,800	401,000		
	108	312,600	401,900		
	109	313,500	402,700		
	110	313,900	403,600		
	111	314,300	404,400		
	112	314,800	405,200		
	113	315,400	405,800		
	114	315,800	406,500		
	115	316,300	407,200		
	116	316,800	407,900		
	117	317,400	408,500		
	118	317,900	409,000		
	119	318,300	409,400		
	120	318,800	409,800		
	121	319,300	410,200		
	122	319,700	410,500		
	123	320,200	410,800		
	124	320,700	411,000		
	125	321,300	411,200		
	126	321,600	411,500		
	127	321,900	411,800		
	128	322,200	412,000		
	129	322,400	412,200		
	130	322,700	412,500		
	131	323,000	412,800		
	132	323,300	413,000		
	133	323,500	413,200		
	134	323,700	413,500		
	135	323,900	413,800		

	136	324,200	414,000		
	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700			
	147	327,000			
	148	327,300			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	328,000			
	152	328,300			
	153	328,500			
再任用職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表（2）

職員職務の区分	職級の号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600

19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	370,000	
39	232,500	261,900	371,300	
40	234,200	264,100	372,900	
41	235,800	266,600	374,000	
42	237,500	268,900	375,400	
43	239,100	271,100	376,800	
44	240,700	273,200	378,300	
45	242,300	275,300	379,700	
46	243,800	277,500	381,300	
47	245,100	279,600	382,900	
48	246,400	281,500	384,400	
49	247,500	283,800	385,800	
50	248,800	285,500	387,300	
51	250,200	287,400	388,800	
52	251,300	289,200	390,200	
53	252,400	290,600	391,400	
54	253,800	292,700	392,700	
55	254,800	294,700	393,800	
56	255,800	296,900	394,900	
57	257,000	298,900	396,300	
58	258,000	301,300	397,500	
59	259,100	303,500	398,700	
60	260,100	306,100	400,000	
61	261,300	308,300	401,200	
62	262,000	310,700	402,200	
63	262,900	313,000	403,600	
64	263,500	315,200	404,900	
65	264,500	317,300	406,100	
66	265,900	319,100	407,200	
67	267,000	320,700	408,400	
68	268,300	322,300	409,500	

69	269,800	324,200	410,500
70	271,300	326,300	411,700
71	272,600	328,400	412,900
72	274,000	330,400	414,100
73	274,800	332,500	414,700
74	275,800	334,600	415,500
75	277,000	336,800	416,200
76	278,000	339,000	416,700
77	279,200	340,700	417,000
78	280,200	342,600	417,400
79	281,400	344,300	417,800
80	282,300	346,100	418,200
81	283,500	347,900	418,500
82	284,300	349,700	418,900
83	285,300	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	

	119	305,300	390,300		
	120	305,600	391,100		
	121	305,800	391,700		
	122	306,000	392,500		
	123	306,200	393,200		
	124	306,500	393,900		
	125	306,800	394,500		
	126		395,200		
	127		395,700		
	128		396,300		
	129		397,000		
	130		397,600		
	131		398,100		
	132		398,600		
	133		398,900		
	134		399,200		
	135		399,500		
	136		399,800		
	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考

(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表3（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500		

47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		

	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000

41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員職務の区分	職級の給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	

17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700

67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			

117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					

	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

（大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「375,000円」を「376,000円」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の給与等条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例又は第3条の規定による改正前の大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

**条例第29号**

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

**規 則**

**規則第28号**

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

一般職の職員の給与等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則(昭和32年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の100」を「100分の110」に、「100分の105」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第3号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第4号中「100分の90」を「100分の100」に改め、同条第2項第1号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の50」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

第2条 一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の110」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第3号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の95」に改め、同条第2項第1号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正)

第3条 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則(昭和33年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5イ 行政職給料表昇格時号給対応表の表中

「

59	26
60	26
61	27

62	27
63	28
64	28
65	29
66	29
67	30
68	30
69	31
70	31
71	32
72	32
73	33
74	33
75	34
76	34
77	35
78	35
79	36
80	36
81	37
82	37
83	38
84	38
85	39
86	39
87	40
88	40
89	41
90	41
91	42
92	42
93	43

」を

「

59	25
60	26
61	26
62	26
63	27
64	27
65	27
66	28
67	28
68	28
69	29
70	29
71	30
72	30
73	31

74	31
75	32
76	32
77	33
78	33
79	34
80	34
81	35
82	35
83	36
84	36
85	37
86	37
87	38
88	38
89	39
90	39
91	40
92	40
93	41

」に改め、

同表ロ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表の表中

「

59	34
60	34
61	35
62	35
63	36
64	36
65	37
66	37
67	38
68	38
69	39
70	39
71	40

」を

「

59	33
60	34
61	34
62	34
63	35
64	35
65	35
66	36
67	36
68	36
69	37

70	38
71	39

」に、

「

82	46
83	47
84	48
85	49
86	49
87	50
88	50
89	51
90	51
91	52
92	52
93	53
94	53
95	53
96	54
97	54
98	54
99	55
100	55
101	55
102	56

」を

「

82	45
83	46
84	46
85	47
86	47
87	48
88	48
89	49
90	49
91	50
92	50
93	51
94	51
95	52
96	52
97	53
98	53
99	54
100	54
101	55
102	55

」に改め、

同表ハ 教育職給料表（2）昇格時号給対応表の表中

「

5 1	4 2
5 2	4 2
5 3	4 3
5 4	4 3
5 5	4 4
5 6	4 4
5 7	4 5
5 8	4 5
5 9	4 5
6 0	4 6
6 1	4 6
6 2	4 6
6 3	4 7
6 4	4 7
6 5	4 7
6 6	4 8
6 7	4 8
6 8	4 8
6 9	4 9
7 0	5 0
7 1	5 1
7 2	5 2
7 3	5 3
7 4	5 3
7 5	5 4
7 6	5 4
7 7	5 5
7 8	5 5
7 9	5 6
8 0	5 6
8 1	5 7
8 2	5 7
8 3	5 8
8 4	5 8
8 5	5 9
8 6	5 9
8 7	6 0

」を

「

5 1	4 1
5 2	4 2
5 3	4 2
5 4	4 2
5 5	4 3
5 6	4 3
5 7	4 3
5 8	4 4

59	44
60	44
61	45
62	45
63	46
64	46
65	47
66	47
67	48
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	58
87	59

」に改め、

同表ニ 医療職給料表(1)昇格時号給対応表の表中

「

51	28
52	28
53	29
54	29
55	29
56	29
57	30
58	30
59	30
60	30
61	31
62	31
63	31
64	31
65	32

」を

「

5 1	2 7
5 2	2 7
5 3	2 8
5 4	2 8
5 5	2 8
5 6	2 8
5 7	2 9
5 8	2 9
5 9	2 9
6 0	3 0
6 1	3 0
6 2	3 0
6 3	3 1
6 4	3 1
6 5	3 1

」に改め、

同表ホ 医療職給料表（2）昇格時号給対応表の表中

「

6 6	3 8
6 7	3 9
6 8	4 0
6 9	4 1
7 0	4 1
7 1	4 1
7 2	4 2
7 3	4 2
7 4	4 2
7 5	4 3
7 6	4 3
7 7	4 3
7 8	4 4

」を

「

6 6	3 7
6 7	3 8
6 8	3 8
6 9	3 9
7 0	3 9
7 1	4 0
7 2	4 0
7 3	4 1
7 4	4 1
7 5	4 2
7 6	4 2
7 7	4 3
7 8	4 3

」に改める。

別表第5の2イ 行政職給料表降格時号給対応表の表中

「

25	58
26	60
27	62
28	64
29	66
30	68
31	70
32	72
33	74
34	76
35	78
36	80
37	82
38	84
39	86
40	88
41	90
42	92

」を

「

25	59
26	62
27	65
28	68
29	70
30	72
31	74
32	76
33	78
34	80
35	82
36	84
37	86
38	88
39	90
40	92
41	93
42	93

」に改め、

同表ロ 教育職給料表（1）降格時号給対応表の表中

「

33	58
34	60
35	62
36	64
37	66
38	68
39	70
40	72

4 1	7 4
4 2	7 6
4 3	7 8
4 4	8 0
4 5	8 1
4 6	8 2
4 7	8 3
4 8	8 4
4 9	8 6
5 0	8 8
5 1	9 0
5 2	9 2
5 3	9 5
5 4	9 8
5 5	1 0 1

」を

「

3 3	5 9
3 4	6 2
3 5	6 5
3 6	6 8
3 7	6 9
3 8	7 0
3 9	7 1
4 0	7 2
4 1	7 4
4 2	7 6
4 3	7 8
4 4	8 0
4 5	8 2
4 6	8 4
4 7	8 6
4 8	8 8
4 9	9 0
5 0	9 2
5 1	9 4
5 2	9 6
5 3	9 8
5 4	1 0 0
5 5	1 0 2

」に改め、

同表ハ 教育職給料表（2）降格時号給対応表の表中

「

4 1	5 0
4 2	5 2
4 3	5 4
4 4	5 6
4 5	5 9
4 6	6 2

47	65
48	68
49	69
50	70
51	71
52	72
53	74
54	76
55	78
56	80
57	82
58	84
59	86

」を

「

41	51
42	54
43	57
44	60
45	62
46	64
47	66
48	68
49	70
50	72
51	74
52	76
53	78
54	80
55	82
56	84
57	85
58	86
59	87

」に改め、

同表ニ 医療職給料表(1)降格時号給対応表の表中

「

27	50
28	52
29	56
30	60
31	64

」を

「

27	52
28	56
29	59
30	62
31	65

」に改め、

同表ホ 医療職給料表（2）降格時号給対応表の表中

「

37	65
38	66
39	67
40	68
41	71
42	74
43	77

」を

「

37	66
38	68
39	70
40	72
41	74
42	76
43	78

」に改め、

同表へ 医療職給料表（3）降格時号給対応表の表中

「

10	24
----	----

」を

「

10	25
----	----

」に改める。

（会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の一部改正）

第4条 会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（令和2年規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料及び基本報酬の特例）

4 令和5年3月31日までの間、会計年度任用職員の給料及び基本報酬については、第3条中「給料表」とあるのは「一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和 年条例第 号）第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例第3条第1項各号に規定する給料表」とし、第6条第2項中「給料表」とあるのは「一般職の職員の給与等に関する条例及び大和高田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例第3条第1項各号に規定する給料表」と、「当該各表に」とあるのは「別表第2の各表に」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例施行規則の規定は令和4年12月1日から適用し、第3条の規定による改正後の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「新初任給等規則」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の会計年度任用職

員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則（以下「新会計年度任用職員給与等規則」という。）の規定は令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 令和4年4月1日から新初任給等規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新初任給等規則の規定による号給が第3条の規定による改正前の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、新初任給等規則の規定にかかわらず、第3条の規定による改正前の一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に任命権者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。  
（給与等の内払）
- 5 新会計年度任用職員給与等規則の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の会計年度任用職員の給料及び基本報酬の額の決定に関する規則の規定に基づいて支給された給与等は、新会計年度任用職員給与等規則の規定による給与等の内払とみなす。

## 規則第29号

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例及び大和高田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

## 訓令第15号

大和高田市旧庁舎跡地活用事業推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市旧庁舎跡地活用事業推進委員会設置要綱  
（設置）

第1条 大和高田市旧庁舎跡地活用事業基本協定書(令和4年3月31日締結)に基づく事業(以下「事業」という。)の円滑な推進を図るため、大和高田市旧庁舎跡地活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、事業の推進に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 未来まちづくり局理事
- (3) 企画政策部長
- (4) 環境建設部長
- (5) 都市計画課長
- (6) 土木管理課長
- (7) 営繕課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、環境建設部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該関係人から意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

**告示第130号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年11月2日			1							
令和4年11月15日	1									

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
なし			

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下  
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第131号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年12月6日

大和高田市長 堀内 大造

## 記

1. 職権消除日 令和4年12月2日
2. 職権消除される者 住 所 奈良県大和高田市昭和町1番3-511号 ハイライフ  
氏 名 末岡 恵子  
生年月日 昭和24年1月30日  
性 別 女

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 告示第132号

令和4年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和4年12月8日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和4年度大和高田市一般会計補正予算(第11号)
- 2 令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 4 令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 5 令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 6 令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算(第5号)
- 7 令和4年度大和高田市水道事業会計補正予算(第3号)
- 8 令和4年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 9 令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算(第4号)
- 10 令和4年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

令和4年度大和高田市一般会計補正予算(第11号)

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,124,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		6,782,923	73,288	6,856,211
	1. 国庫負担金	4,309,046	68,000	4,377,046
	2. 国庫補助金	2,446,423	5,288	2,451,711
16. 県支出金		1,859,226	40,037	1,899,263
	1. 県負担金	1,377,107	32,500	1,409,607
	2. 県補助金	337,452	7,537	344,989
18. 寄附金		18,915	28,391	47,306
	1. 寄附金	18,915	28,391	47,306
19. 繰入金		1,173,412	31,052	1,204,464
	1. 基金繰入金	1,167,331	31,052	1,198,383
20. 繰越金		179,607	131,626	311,233
	1. 繰越金	179,607	131,626	311,233
21. 諸収入		230,277	54,006	284,283
	4. 雑入	214,677	54,006	268,683
補正されなかった科目に係る額		18,521,348	0	18,521,348
歳入合計		28,765,708	358,400	29,124,108

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		225,391	△1,889	223,502
	1. 議会費	225,391	△1,889	223,502
2. 総務費		3,440,972	△4,407	3,436,565
	1. 総務管理費	2,878,871	△10,909	2,867,962
	2. 徴税費	320,768	9,244	330,012
	3. 戸籍住民基本台帳費	137,992	△5,036	132,956
	4. 選挙費	67,822	381	68,203
	5. 統計調査費	12,230	449	12,679
	6. 監査委員費	23,289	1,464	24,753
3. 民生費		13,223,030	239,848	13,462,878
	1. 社会福祉費	6,889,649	221,670	7,111,319
	2. 児童福祉費	3,664,745	24,941	3,689,686
	3. 生活保護費	2,668,332	△6,763	2,661,569
4. 衛生費		4,613,797	65,106	4,678,903
	1. 保健衛生費	2,526,586	9,285	2,535,871

	2. 清掃費	2,087,211	55,821	2,143,032
6. 農林水産業費		127,597	△8,680	118,917
	1. 農業費	127,597	△8,680	118,917
7. 商工費		99,011	△2,642	96,369
	1. 商工費	99,011	△2,642	96,369
8. 土木費		1,456,695	22,082	1,478,777
	1. 土木管理費	104,799	3,808	108,607
	2. 道路橋りょう費	184,894	183	185,077
	4. 都市計画費	949,975	1,279	951,254
	5. 住宅費	181,747	16,812	198,559
10. 教育費		2,568,352	48,982	2,617,334
	1. 教育総務費	461,294	△3,945	457,349
	2. 小学校費	406,852	29,659	436,511
	3. 中学校費	182,907	14,420	197,327
	4. 高等学校費	403,845	△9,963	393,882
	5. 幼稚園費	341,857	12,027	353,884
	6. 社会教育費	258,966	5,790	264,756
	7. 保健体育費	512,631	994	513,625
補正されなかった科目に係る額		3,010,863	0	3,010,863
歳 出 合 計		28,765,708	358,400	29,124,108

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
議会中継映像配信業務	令和6年3月末まで	1,584千円
広報誌発行業務	令和6年3月末まで	19,878千円
広報誌等発送業務	令和6年3月末まで	2,376千円
旧庁舎跡地利用に係る経費 (追加変更分)	事業開始から15年	137,500千円
職員相談窓口業務	令和6年3月末まで	1,316千円
文化会館の自主事業に係る経費	令和5年6月末まで	4,200千円
奈良県議会議員ポスター掲示板撤去等業務	令和5年4月末まで	729千円
掲示場製作、設置撤去等業務	令和5年4月末まで	6,969千円
がん検診等予約受付業務	令和10年3月末まで	38,000千円

事 項	期 間	限 度 額
市営斎場受付業務	令和6年3月末まで	1日当たり12,100円に業務に要した日数を乗じて得た額
市営斎場火葬業務	令和6年3月末まで	11,035千円
ごみ中継施設設計施工監理業務 (工期延長分)	令和6年11月末まで	3,762千円
図書館指定管理料	令和10年3月末まで	235,030千円

学校給食材料購入に係る経費	令和6年3月末まで	34,267千円 と消費税等に相当する額
	令和5年7月末まで	12,788千円 と消費税等に相当する額
	令和5年4月末まで	7,195千円 と消費税等に相当する額
給食配送業務	令和6年3月末まで	1日当たり13,200円に業務に要した日数を乗じて得た額
給食廃棄物処理業務	令和6年3月末まで	4,734千円

令和4年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,011,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		584,983	△7	584,976
	1. 一般会計繰入金	584,982	△7	584,975
補正されなかった科目に係る額		7,426,865	0	7,426,865
歳入合計		8,011,848	△7	8,011,841

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		130,563	△7	130,556
	1. 一般会計繰入金	107,813	△7	107,806
補正されなかった科目に係る額		7,881,285	0	7,881,285
歳出合計		8,011,848	△7	8,011,841

令和4年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,681千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ117,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		6,346	3,978	10,324
	1. 基金繰入金	5,919	3,978	9,897
5. 繰越金		0	703	703
	1. 繰越金	0	703	703
補正されなかった科目に係る額		106,933	0	106,933
歳入合計		113,279	4,681	117,960

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		55,947	4,681	60,628
	1. 施設管理費	55,708	4,681	60,389
補正されなかった科目に係る額		57,332	0	57,332
歳出合計		113,279	4,681	117,960

令和4年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和4年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,170,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,260,007	8,857	1,268,864
	1. 一般会計繰入金	1,127,757	8,857	1,136,614
補正されなかった科目に係る額		5,902,120	0	5,902,120
歳入合計		7,162,127	8,857	7,170,984

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		131,335	1,874	133,209
	1. 総務管理費	88,480	1,874	90,354

3. 地域支援事業費		381,920	6,983	388,903
	2. 包括的支援事業・任意事業費	149,155	6,983	156,138
補正されなかった科目に係る額		6,648,872	0	6,648,872
歳 出 合 計		7,162,127	8,857	7,170,984

令和4年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,570千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,132,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		322,975	△6,570	316,405
	1. 一般会計繰入金	322,975	△6,570	316,405
補正されなかった科目に係る額		816,508	0	816,508
歳 入 合 計		1,139,483	△6,570	1,132,913

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		50,114	△6,570	43,544
	1. 総務管理費	47,004	△6,570	40,434
補正されなかった科目に係る額		1,089,369	0	1,089,369
歳 出 合 計		1,139,483	△6,570	1,132,913

令和4年度大和高田市休日診療所特別会計補正予算（第5号）

令和4年度大和高田市の休日診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,990千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 分担金及び負担金		27,174	51	27,225
	2. 負担金	27,174	51	27,225
5. 繰入金		29,544	102	29,646
	1. 一般会計繰入金	24,863	102	24,965
補正されなかった科目に係る額		37,119	0	37,119
歳入合計		93,837	153	93,990

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		73,522	153	73,675
	1. 施設管理費	73,522	153	73,675
補正されなかった科目に係る額		20,315	0	20,315
歳出合計		93,837	153	93,990

令和4年度大和高田市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度大和高田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度大和高田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 水道事業費用	1,678,245千円	8,713千円	1,686,958千円	
第1項 営業費用	1,617,211千円	8,713千円	1,625,924千円	

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「318,457千円」を「317,180千円」に、「当年度分損益勘定留保資金213,990千円」を「当年度分損益勘定留保資金212,713千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

		支 出		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
第1款 資本的支出	522,957千円	△1,277千円	521,680千円	
第1項 建設改良費	398,564千円	△1,277千円	397,287千円	

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	124,185千円	△64千円	124,121千円

令和4年度大和高田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度大和高田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度大和高田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,305,703千円	△4,233千円	1,301,470千円
第1項 営業費用	1,131,719千円	△4,233千円	1,127,486千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「447,282千円」を「447,707千円」に、利益剰余金予定処分額「149,348千円」を「149,773千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	2,178,502千円	425千円	2,178,927千円
第1項 建設改良費	1,197,995千円	425千円	1,198,420千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	68,339千円	△3,808千円	64,531千円

令和4年度大和高田市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和4年度大和高田市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度大和高田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	8,605,198千円	207,130千円	8,812,328千円
第2項 医業外収益	768,322千円	207,130千円	975,452千円
支 出			
第1款 病院事業費用	8,394,912千円	205,500千円	8,600,412千円
第1項 医業費用	8,143,402千円	203,837千円	8,347,239千円
第2項 医業外費用	243,208千円	1,663千円	244,871千円

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為を行うことができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
薬品購入に係る経費(単価)	令和4年度から 令和5年度まで	900,470千円 に消費税及び地方消費税を加算した 額の範囲内
給食材料購入に係る経費(単価)	令和4年度から 令和5年度まで	47,000千円 に消費税及び地方消費税を加算した 額の範囲内
手術用リネン借上料	令和4年度から 令和5年度まで	5,462千円 に消費税及び地方消費税を加算した 額の範囲内
医療事務業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	920,717千円 に消費税及び地方消費税を加算した 額の範囲内

令和4年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)

令和4年度大和高田市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,129,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22. 市債		1,340,100	5,000	1,345,100
	1. 市債	1,340,100	5,000	1,345,100
補正されなかった科目に係る額		27,784,008	0	27,784,008
歳 入 合 計		29,124,108	5,000	29,129,108

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,436,565	5,000	3,441,565
	1. 総務管理費	2,867,962	5,000	2,872,962
補正されなかった科目に係る額		25,687,543	0	25,687,543
歳 出 合 計		29,124,108	5,000	29,129,108

第2表 地方債補正

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧庁舎跡地	千円	(借入方法)	%	政府資金については、

整備事業	5,000	普通貸借又は証券発行の方法による。	3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
------	-------	-------------------	--	---

**告示第133号**

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市入札参加資格停止措置要綱の一部を改正する告示

大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「営業所の代表者」の次に「(別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）」を加え、同条第5号中「従業員」の次に「(措置要件に該当する事実の発生又は行為時にこれらの者であった者を含む。）」を加え、同条第6号中「別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる」、「(以下「措置要件」という。）」及び「当該」を削る。

第5条第2項第2号中「私的独占」の次に「の禁止」を加え、同条第5項中「入札参加資格停止の決定前に」及び「、又はその事由が入札参加資格停止の決定後明らかとなったとき」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 市長は、入札参加停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定めるところにより入札参加停止の期間を変更することができる。

8 第4項、第5項及び前項の場合において、当該期間が1月に満たない期間については、1月を30日として計算し、1日に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第6条中「第4条に規定する」を「第4条の規定による」に、「第7項までに規定する特例措置の適用による入札参加資格停止の期間の変更」を「第8項までの規定による入札参加資格停止の期間の特例措置の適用」に、「第8項に規定する」を「第9項の規定による」に改める。

別表第1中

「

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、業務の履行について改善の必要があると認められる場合	1月
---	----

」を

「

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、業務の履行について改善の必要があると認められる場合	1月
(4) (1) から (3) までに掲げる場合のほか、契約に違反し、又は不誠実な行為をしたとき。	1月

」に、

「治療（専ら治療に専念する期間をいい、経過観察期間は含まない。）に1週間を超える期間の傷害を

負った者」を「医師により30日以上の治療を要する負傷と診断された者」に、「治療に4週間を超える期間の傷害を負った者」を「医師により60日以上の治療を要する負傷と診断された者」に、「不適切であったと認められるとき。ただし、原則として当該業務の入札参加資格者等が逮捕、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第246条に基づく検察官への送致（以下「書類送検」という。）若しくは公訴の提起（以下「起訴」という。）をされた場合又は発注者の措置、公表された事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白である場合に限る。」を「。なお、一般受注業務における事故について、安全管理の措置が不適切であるとして措置要件に該当するものは、原則として入札参加資格者等が刑法（明治40年法律第45号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起された場合とする（第6号において同じ。）」に、

「

イ 県内（市を除く。以下同じ。）の区域内における一般受注業務の場合	2月
(2) 市内における一般受注業務において重傷者を生じさせたとき。	2月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア 市内における一般受注業務の場合	
イ 県内における一般受注業務の場合	3月 2月

」を

「

イ 市外における一般受注業務の場合	2月
(2) 重傷者を生じさせたとき。	
ア 市内における一般受注業務の場合	2月
イ 市外における一般受注業務の場合	1月
(3) 火災、水害その他により多大な損害を生じさせたとき。	
ア 市内における一般受注業務の場合	
イ 市外における一般受注業務の場合	3月 2月

」に

改め、同表第6号を次のように改める。

6 一般受注業務に係る安全管理措置の不適切により生じた関係者事故 一般受注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	1月
---	----

別表第2第1号中「書類送検され、又は起訴され」を「又は逮捕を経ずに公訴が提起され」に、「県内の公務員」を「県内（市を除く。以下同じ。）の公共機関（贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。以下同じ。）の職員」に、「県外の公務員」を「県外の公共機関の職員」に改め、同表第2号中「又は審決」を削り、同表第3号中「書類送検され」を「逮捕を経ずに公訴が提起され」に改め、同表第4号中「(明治40年法律第45号)」を削り、「競売等妨害」を「公契約関係競売等妨害罪又は談合罪）若しくは入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反」に、「書類送検され、若しくは起訴され」を「若しくは逮捕を経ずに公訴が提起され」に、同表第5号中「書類送検され、又は起訴された」を「又は逮捕を経ずに公訴が提起された」に改め、同表第6号を次のように改める。

<p>6 虚偽記載 競争入札参加資格審査申請若しくは市発注業務の入札等に係る次の書類に虚偽の記載をし、又はこれらをほう助したとして、市発注業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類 (2) 競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類 (3) 随意契約等、入札を伴わない契約における一切の提出書類 (4) その他入札及び契約に関する確認資料</p>	<p>6月（ほう助は3月）</p>
--	-------------------

別表第2第7号中「第1号から前号まで」を「別表第1、別表第3及び前各号」に、「書類送検され、又は起訴された」を「又は逮捕を経ずに公訴が提起された」に、「に抵触する」を「その他の刑罰法令に」に、「書類送検され若しくは起訴され」を「若しくは逮捕を経ずに公訴が提起され」に、「をいい、刑法にあっては、市発注業務の履行に当たり安全管理措置が不適切であったことによるものに限る。）」を「をいう。）」に、同表第11号中「禁錮」を「禁錮」に改め、「入札」の前に「別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、」を加え、「逮捕、書類送検若しくは起訴され」を「逮捕され、若しくは逮捕を経ずに公訴が提起され」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市入札参加資格停止措置要綱別表第1第2号（4）の規定は、施行日以後に発生した違反行為について適用し、施行日前に発生した違反行為については、なお従前の例による。

3 改正後の大和高田市入札参加資格停止措置要綱別表第1第3号（負傷者の定義に係る部分に限る。）及び別表第1第4号（重傷者の定義に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生した事故について適用し、施行日前に発生した事故については、なお従前の例による。

4 改正後の大和高田市入札参加資格停止措置要綱別表第1第4号（重傷者の定義に係る部分を除く。）、別表第1第6号及び別表第2の規定は、施行日以後に措置要件に該当する事由が生じた事案について適用し、施行日前に措置要件に該当する事由が生じた事案については、なお従前の例による。

告示第134号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年3月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年9月1日から令和4年9月30日までの間

**告示第135号**

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出がありましたので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和4年12月22日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称  
株式会社日本ベルアーヂュ
- 2 指定する事業所の名称及び所在地  
ケアプランセンターベルライフ  
奈良県大和高田市西町2番30号
- 3 廃止年月日  
令和4年11月1日
- 4 サービスの種類  
居宅介護支援

**告示第137号**

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定及び同条の6第1項に基づき解除した特定生産緑地を同条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和4年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

特定生産緑地の指定

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市大字有井地内	18,373 m <sup>2</sup>	令和4年12月25日
2	大和高田市大字池田地内	4,208 m <sup>2</sup>	
3	大和高田市磯野町地内	2,127 m <sup>2</sup>	
4	大和高田市磯野北町地内	471 m <sup>2</sup>	
5	大和高田市大字市場地内	14,836 m <sup>2</sup>	
6	大和高田市今里町地内	1,747 m <sup>2</sup>	
7	大和高田市大字大中地内	2,285 m <sup>2</sup>	
8	大和高田市大字岡崎地内	2,494 m <sup>2</sup>	
9	大和高田市春日町二丁目地内	345 m <sup>2</sup>	
10	大和高田市片塩町地内	783 m <sup>2</sup>	
11	大和高田市甘田町地内	2,477 m <sup>2</sup>	
12	大和高田市蔵之宮町地内	1,060 m <sup>2</sup>	
13	大和高田市材木町地内	366 m <sup>2</sup>	
14	大和高田市三和町地内	803 m <sup>2</sup>	
15	大和高田市東雲町地内	2,545 m <sup>2</sup>	
16	大和高田市大字曾大根地内	1,419 m <sup>2</sup>	
17	大和高田市曾大根一丁目地内	756 m <sup>2</sup>	
18	大和高田市曾大根二丁目地内	870 m <sup>2</sup>	
19	大和高田市大字土庫地内	7,304 m <sup>2</sup>	

20	大和高田市土庫一丁目地内	1,311 m <sup>2</sup>	令和4年12月25日	
21	大和高田市土庫二丁目地内	5,327 m <sup>2</sup>		
番号	位置	特定生産緑地の面積		指定基準日
22	大和高田市土庫三丁目地内	5,420 m <sup>2</sup>		
23	大和高田市中今里町地内	1,528 m <sup>2</sup>		
24	大和高田市中三倉堂一丁目地内	1,275 m <sup>2</sup>		
25	大和高田市南陽町地内	3,791 m <sup>2</sup>		
26	大和高田市大字野口地内	178 m <sup>2</sup>		
27	大和高田市東中一丁目地内	880 m <sup>2</sup>		
28	大和高田市日之出東本町地内	3,308 m <sup>2</sup>		
29	大和高田市南今里町地内	2,420 m <sup>2</sup>		

特定生産緑地の指定の解除

番号	位置	特定生産緑地の面積	指定基準日
1	大和高田市礪野町地内	517 m <sup>2</sup>	令和4年12月25日

区域は指定図表示のとおり

**告示第138号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和4年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

1. 都市計画の種類  
大和都市計画生産緑地地区
2. 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画（大和高田市）市街化区域内
3. 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第139号**

令和4年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和4年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

1. この通知書の発送年月日

令和4年7月7日（番号1～7）

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

**告示第140号**

令和4年度介護保険料納入通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定を準用）の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は介護保険課介護保険給付係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば交付します。

令和4年12月28日

大和高田市長 堀内 大造

1. この納入通知書の発送年月日

令和4年7月7日（番号1～21）

2. この公示送達により変更する納期限

変更前	令和4年8月1日	令和4年8月31日	令和4年9月30日
-----	----------	-----------	-----------

変更後	令和5年2月28日	令和5年2月28日	令和5年2月28日
-----	-----------	-----------	-----------

変更前	令和4年11月1日	令和4年11月30日	令和4年12月26日
-----	-----------	------------	------------

変更後	令和5年2月28日	令和5年2月28日	令和5年2月28日
-----	-----------	-----------	-----------

3. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

**公告第117号**

市営住宅の入居者を公募するので、大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 市営住宅の名称等

名称(団地名)	所在地	規格	戸数	家賃 (円)					
礒野	礒野北町14番3-401号	3K	1	① 11,000	② 12,800	③ 14,600	④ 16,500	⑤ 18,800	⑥ 21,700
礒野	礒野北町14番4-206号	3K	1	① 12,500	② 14,400	③ 16,500	④ 18,600	⑤ 21,300	⑥ 24,600
西坊城	大字西坊城322番地2(205号室)	3DK	1	① 22,200	② 25,600	③ 29,300	④ 33,100	⑤ 37,800	⑥ 43,600
サンライズ	材木町6番27-209号	3LDK	1	① 25,700	② 29,700	③ 34,000	④ 38,300	⑤ 43,800	⑥ 50,500
サンライズ	材木町6番27-304号	3LDK	1	① 25,700	② 29,700	③ 34,000	④ 38,300	⑤ 43,800	⑥ 50,500
サンライズ	材木町6番27-401号	3LDK	1	① 25,700	② 29,700	③ 34,000	④ 38,300	⑤ 43,800	⑥ 50,500

備考

- 1 礒野団地及び西坊城団地の全てにおいて、単身者(資格2(2)のア～コのいずれかに該当する者)での入居が可能です。
- 2 西坊城団地、サンライズ団地においては、上記の表に掲げる家賃とは別に、駐車場使用料(月額2,000円)が必要です。
- 3 家賃は、次のとおりとします。  
 ア 一般世帯の場合は、所得に応じ、上記の表の①～④の4段階のうちいずれか  
 イ 高齢者世帯又は障害者世帯(裁量世帯)の場合は、所得に応じ、上記の表の①～⑥の6段階のうちいずれか

2 入居者資格

市営住宅の入居を申し込むには、申込時に次の(1)から(6)までの条件を具備していること。

- (1) 公募の日(令和5年1月27日)において、3か月以上大和高田市内に居住し、又は勤務している者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は指定入居日から3か月以内に入籍予定の婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であると認められる者を除く。)にあつては、この限りでない。  
 ア 申込日時点の満年齢が60歳以上の者  
 イ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)  
 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)  
 エ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度がウと同程度)  
 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)  
 カ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者  
 キ 生活保護を受けている者  
 ク 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)  
 ケ ハンセン病療養所入所者等  
 コ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの  
 (ア) 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了し

た日から起算して5年を経過していない者

(イ) 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条の規定による収入(月額)が15万8千円以下であること。ただし、次のいずれかに該当する場合については21万4千円以下まで認められます。

ア 申込者又は同居予定者に次のいずれかに該当する者がある場合

(ア) 次のいずれかに該当する者

㊦ 身体障害者手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から4級まで)

㊧ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(障害の程度が1級から3級まで)

㊨ 療育手帳の交付を受けている者(障害の程度が㊧と同程度)

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている者(障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症であること。)

(ウ) 次のいずれかに該当する者

㊩ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者

㊪ 海外からの引揚者(引き揚げた日から5年以内の者)

㊫ ハンセン病療養所入所者等

イ 申込者が満60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の者である場合

ウ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) 市税等を滞納していない者であること。

(6) 入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

### 3 募集案内・申込書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和5年1月27日(金)から2月10日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)

(2) 配布場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 4 申込書受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 令和5年1月27日(金)から2月10日(金)まで(土、日及び祝祭日を除く。)

(2) 受付場所 大和高田市役所 2階 環境建設部住宅課

### 5 申込方法及び受付について

(1) 市営住宅入居申込書に必要な事項を記入し、市税等納付状況等調査及び暴力団員調査同意書を添付の上、持参してください。(郵送による申込みはできません。)

(2) 申込みは、1世帯につき1住宅に限ります。

(3) 申込書及びその他の提出書類は、一切返却しません。

(4) 税情報は同意の上、他公共料金等は同意により調査を実施し、市税等に滞納が無い場合等に受付番号(公開抽選番号)を付した通知書を送付します。

### 6 選考方法の概略

公募している市営住宅の1戸に対して複数の申込者がある場合は、当選者及び補欠当選者2名

を決定するため、次に掲げる日時及び場所で公開抽選を行います。（公募している市営住宅の1戸に対して申込者が1名の場合は、当該申込者が当選者となります。）

- (1) 公開抽選の日時 令和5年2月17日（木）午後2時から
- (2) 公開抽選の場所 大和高田市役所 5階 会議室8

7 入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 入居資格審査を行うため、住宅課から当選者に対して、入居手続通知書により必要な書類の提出について案内します。
- (2) 当選者の入居資格審査は、住宅課で行いますので、指定された日に（1）で案内した書類を持参してください。
- (3) （2）で提出された書類を確認するため、実態調査を行います。
- (4) （3）の実態調査の結果、市営住宅入居申込書及び（2）で提出された書類の記載事項が事実と相違していた当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (5) 必要な書類が提出されず入居資格審査を行えない当選者は、失格となります。この場合、補欠順位の若い補欠当選者が繰上がりで当該住宅の当選者となり、入居資格審査を行います。
- (6) 当選者が入居資格審査に合格して初めて、入居予定者となります。なお、入居資格を満たしていない場合は、不承認通知書を送付します。
- (7) （4）又は（5）において繰り上がる補欠当選者がいない場合は、再度、入居者募集を行います。

8 入居手続

- (1) 入居予定者に対して市営住宅入居承認書を郵送します。ただし、入居予定者が婚姻の予約者の場合は、原則として入籍の確認後に入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には、次に掲げる書類等が必要です。
  - ア 入居予定者の実印及び印鑑登録証明書
  - イ 連帯保証人の住民票抄本、印鑑登録証明書及び市町村税務関係課発行の直近の所得証明書（所得証明書については、現に入居予定者と同居している連帯保証人は提出不要です。）
  - ウ その他市長が必要とする書類
- (3) 入居手続の日時及び場所については、（1）の市営住宅入居承認書で通知します。
- (4) 入居を辞退する場合は、入居予定者が書面により辞退届を提出してください。

9 入居可能日、家賃の支払方法その他必要な事項については、入居手続時に説明します。

公告第118号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	低濃度PCB廃棄物収集運搬・処分業務委託
-------	----------------------

2 履行場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき、低濃度PCB廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を受けた者であること。          なお、どちらか一方のみ許可を受けた者については、自身が許可を受けてないもう一方の許可を有する者（ただし下記（3）から（6）に該当する者は除く）と業務提携を行うことにより、本入札に参加できるものとする。</p> <p>(2) 奈良県産業廃棄物収集運搬業許可業者名簿に入札公告時点において登載されている者で、現時点でその登録が有効な者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5（1）に定める処分業及び収集運搬業の許可証の写し          ※どちらか一方の許可しか有しない者は、業務提携書（任意様式可）も提出すること。</p> <p>④ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）</p> <p>⑤ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）          ※④及び⑤は、業務提携を行う場合、2者それぞれ提出すること。          ※④及び⑤は、令和4年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間          令和4年12月1日（木）から令和4年12月14日（水）まで。          ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和4年12月21日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年12月22日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月26日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年12月27日(火)午後4時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第119号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公売日時	令和5年1月20日（金） 午前10時00分から			
	公売保証金 納付期限	令和5年1月20日（金）	午前10時00分から 午前10時30分まで		
	入札	令和5年1月20日（金）	午前10時40分から 午前11時00分まで		
	開札	令和5年1月20日（金）	午前11時00分		
4	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり			
5	公売場所	大和高田市役所 3階 会議室1			
6	売却決定の日時及び場所	日時	令和5年2月10日（火） 午前10時00分	場所	大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和5年2月10日（火） 午前11時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)	
8	買受人についての資格その他の要件	別紙「公売における注意事項」のとおり			

9	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</li> <li>2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります</li> <li>3. 次順位買受制度の適用があります。</li> <li>4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。</li> <li>5. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。</li> <li>6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</li> <li>8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。若しくは、大和高田市ホームページでもご覧いただけます。</li> </ol>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>		
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室      TEL0745-22-1101      （内線2263）</p>		

公売公告付表

売却区分 番号	大和高田市-4-6-1	見積価額	1,890,000円
		公売保証金	190,000円
公売財産の 表示	所在 奈良県大和高田市大字市場 地番 574番1 地目 田 地積 647.00㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の 概要 (地域概要)	・近鉄南大阪線『尺土』駅から北東へ約1,000mのところ（徒歩約13分）		
公売財産の 概要 (行政的条件)	・都市計画区域      市街化区域 ・市街化区域の農地であり農業委員会の届出が必要		
公売財産の概要 (使用状況等)	・接道しているのは東面（市道陵141号線）で水路・里道。北面で水路。西面市道陵184号線）で公衆用道路(接面0.9m程)。南面で高さ5mの高さの壁に駐車場が隣接している ・地目は田であるが現状草が生い茂っており雑種地状態。		

その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・買受の際には農業委員会に届が必要(買受適格証明書)</li> </ul>
--------------	--

(別紙)

公売における注意事項

入札の方法	所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。
開札の方法	入札書は、入札者の立会で開札します。
公売保証金の納付	公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。
最高価申込者の決定	見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。
次順位買受申込者の決定	国税徴収法第104条の2に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。
追加入札とくじ	最高の同価額入札者2人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第108条の規定が適用されることがあります。
再度入札	入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
入札書についての制限	一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。
買受人の制限	公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第92条、第108条第1項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第2号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。 公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格証明書を発行した人に限られます。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税(県税)、毎年の固定資産税(市町税)が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買

	受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料（500円程度）
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。
暴力団員等でないことの照会	最高価申込者等が暴力団員等に該当するか否か都道府県警察に照会を実施します。

（ご注意）

- ・入札箱に入札書を入れる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書を入れることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。

※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印

公告第120号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第56号
- (2) 工 事 名 曾大根地内側溝改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市 大字曾大根 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり

- (6) 予定価格 3,556,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 3,556,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 3,040,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年12月1日（木） ～ 令和4年12月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年12月1日（木） ～ 令和4年12月21日（水）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年12月15日（木） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年12月19日（月） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年12月9日（金） ～ 令和4年12月20日（火）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年12月21日（水） 午後4時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日をも定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する

市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

#### 4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

#### 5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

#### 6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

#### 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com))

公告第121号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	吉井地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 吉井 地内
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月17日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p>

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月2日(金)から令和4年12月8日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和4年12月16日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年12月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年12月22日（木）午後4時30分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 最低制限比較価格	¥1,410,000－（消費税等抜き）
1 7 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 8 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第122号**

大和高田市空家等対策の推進に関する条例（令和2年条例第11号）第5条第1項の規定により、下記のとおり緊急安全措置を実施しましたので、同条第3項の規定により公告します。

令和4年12月6日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象となる空家等

所在地 大和高田市北片塩町41番4

2 緊急安全措置の内容

前面道路にコーン、コーンバー及び注意喚起文書を設置する。

3 緊急安全措置の理由

令和4年12月5日7時50分頃に当該空家の外壁のトタン内で音がして、土壁の土が出ていると近隣住民から連絡があった。現地の確認をしたところ、建物の内外ともに土が流れ出ている様子は確認できなかったが、外壁のトタンの膨らみがある状態。

所有者の相続人調査の結果、所有者を確知できず、また通学路であり、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認められると判断した。

4 緊急安全措置の実施日

即時的な措置 年 月 日

継続的な措置 令和4年12月6日から

継続的な措置については、不服申立て及び処分の取消しの訴えをすることができます（詳細は（教示）をご参照ください。）。

5 緊急安全措置に要した費用

0 円

6 連絡先

大和高田市役所環境建設部住宅課 0745-22-1101

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大和高田市長に対し審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であれば、提起することができます。

公告第123号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月8日

大和高田市長 堀内 大造

公告第124号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年12月12日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり
2	公売の方法	入 札
3	公売日時	令和5年1月20日（金） 午前10時00分から
	公売保証金 納付期限	令和5年1月20日（金） 午前10時00分から 午前10時30分まで
	入札	令和5年1月20日（金） 午前10時40分から

			午前11時00分まで		
		開札	令和5年1月20日（金） 午前11時00分		
4	公売保証金及び見積価額		公売公告付表のとおり		
5	公売場所		大和高田市役所 3階 会議室1		
6	売却決定の日時及び場所		日時	令和5年2月10日（金） 午前10時00分	場所 大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限		日時	令和5年2月10日（金） 午前11時30分	（ただし、地方税法 第19条の7第1項 ただし書その他の法 律の規定に基づき滞 納処分の続行の停止 があった場合を除 く。）
8	買受人についての資格その他の要件		別紙「公売における注意事項」のとおり		
9	その他		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 午前10時までに公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。</li> <li>2. 公売に参加するためには、上記公売保証金納付期限までに、公売保証金を納付いただく必要があります</li> <li>3. 次順位買受制度の適用があります。</li> <li>4. 公売財産が農地の場合は、大和高田市農業委員会にて、事前に買受適格証明書を取得し、当日持参してください。証明書の取得方法については、大和高田市農業委員会へ問い合わせてください。</li> <li>5. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。</li> <li>6. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>7. その他については、別紙「公売における注意事項」をご覧ください。</li> <li>8. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。若しくは、大和高田市ホームページでもご覧いただけます。</li> </ol>		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>					
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101（内線2263）</p>					
公売公告付表					
売却区分 番号	大和高田市-4-6-2		見積価額	4,230,000円	
			公売保証金	430,000円	
公売財産の 表示	<p>（土地の表示）</p> <p>所在 奈良県大和高田市大字野口</p> <p>地番 295番</p> <p>地目 田</p>				

	<p>地積 1, 554 m<sup>2</sup></p> <p>以上登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 和歌山線 五位堂駅から南東へ約 1.2 km のところ(徒歩約 15 分)</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画区域 市街化調整区域</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該敷地の南面で市道陵 9 号線と接している(接面約 36 m、幅員約 4.4 m)。</li> <li>・ 当該土地周辺は境界明示されていません。</li> </ul>
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・ 境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・ 大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・ 現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・ 買受の際には農業委員会に届が必要(買受適格証明書)</li> </ul>

(別紙)

公売における注意事項

<p>入札の方法</p>	<p>所定の入札書により入札してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。</p>
<p>開札の方法</p>	<p>入札書は、入札者の立会で開札します。</p>
<p>公売保証金の納付</p>	<p>公売保証金は、入札を行う前に担当職員に納付してください。納付したあとでなければ入札を行うことができません。</p>
<p>最高価申込者の決定</p>	<p>見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者として決定します。</p>
<p>次順位買受申込者の決定</p>	<p>国税徴収法第 104 条の 2 に規定する次順位買受申込者に該当する入札者から、開札の場所において、最高価申込者の決定後直ちに次順位による買受の申込があるときは、次順位買受申込者とします。</p>
<p>追加入札とくじ</p>	<p>最高の同価額入札者 2 人以上あるときは、更に入札を行って最高価申込者を決定し、なお、その追加入札の価額が同じときは、くじで最高価申込者を決定します。</p>
<p>追加入札と棄権</p>	<p>追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札をした場合、または追加入札をすべきものが入札しなかった場合には、国税徴収法第 108 条の規定が適用されることがあります。</p>
<p>再度入札</p>	<p>入札の日時に入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。</p>
<p>入札書についての制限</p>	<p>一旦提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。</p>
<p>買受人の制限</p>	<p>公売保証金の納付がない場合、その他公売公告の事項に違反した場合、または国税徴収法第 92 条、第 108 条第 1 項等法令の規定により買受人となることができない者、大和高田市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 2 条第 2 号に規定する暴力団員は、公売財産を買い受けることができません。</p> <p>公売財産が農地である場合、買受人は大和高田市農業委員会が買受適格</p>

	証明書を発行した人に限られます。
権利移転の時期	買受人は、買受代金を完納した時に公売財産を取得します。
危険負担移転の時期	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金の完納の時です。買受代金完納後は、買受人の所有となりますので、財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
権利移転に伴う費用の負担	権利移転登記についての登録免許税その他の費用は、買受人の負担になります。買受人は買受代金納付の時に、この費用を提出してください。 また、後日、不動産取得税（県税）、毎年の固定資産税（市町税）が課税されます。
売却決定の取消し	買受代金納付前に公売財産に係る滞納税が完納された場合、買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかった場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定が取り消された場合等は、売却決定を取り消します。
公売保証金の没収	買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しなかったことにより売却決定が取り消された場合には、その者が納付した公売保証金はその公売に係る滞納税に充て、残余金があるときはこれを滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者が納付した公売保証金は、大和高田市に帰属します。
権利移転の手続	権利移転のための登記等は、大和高田市で行います。指定した日までに所有権移転登記請求書を必ず提出してください。
権利移転のための必要書類等	買受代金を完納したときに、次の書類を提出してください。（開札後、最高価申込者に決定された方にはご説明します。） 1 売却決定通知書 2 個人の場合は住民票抄本、法人の場合は登記事項証明書 3 登録免許税相当の収入印紙または領収証書 4 固定資産評価証明書または同通知書 5 郵送料（500円程度）
公売保証金の返還について	最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後に返還します。ただし、営業者については、その領収証書に収入印紙（200円）の貼付、消印が必要です（※保証金が5万円未満の場合は不要）。
暴力団員等でないことの照会	最高価申込者等が暴力団員等に該当するか否か都道府県警察に照会を実施します。

（ご注意）

- ・入札箱に入札書を入れる前に、もう一度金額に誤りがないか、訂正をしていないかを確認してください。誤りなどがあった場合は、新しい入札書に書き直して入札箱に入れてください。
- ・同一人が2以上の入札書を入れることはできません。
- ・公売当日は印鑑（認印可）をご持参ください。

※代理人が入札する場合は委任状及び代理人の身分証明書（運転免許証等）と代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者の身分証明書（運転免許証等）と代表者印

公告第125号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電

子入札案件です。

令和4年12月15日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高契第60号
- (2) 修繕名 磐園小学校キュービクル式高圧受電設備修繕工事
- (3) 修繕場所 磐園小学校（大和高田市 大字有井 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 修繕内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 2,200,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 2,200,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,920,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年12月15日（木） ～ 令和5年1月5日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年12月15日（木） ～ 令和5年1月5日（木）	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年12月26日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年12月28日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス <a href="https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0">https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0</a>

		40072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年12月23日（金） ～ 令和5年1月4日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和5年1月5日（木） 午後4時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

（5）落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項

の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

## 7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理室への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

## 8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

## 9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理室

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス ([sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com))

公告第126号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	磯野地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 大字磯野他 地内
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月17日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者で</p>

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>ないこと。</p> <p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（2）必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>（3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和4年12月19日（月）から令和4年12月23日（金）まで。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>（2）競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>（3）競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>（1）受付期限 令和5年1月12日（木）午後5時まで</p> <p>（2）送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>（3）回答期限 令和5年1月13日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>（1）期限 令和5年1月17日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>（2）郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>（3）郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで金額で記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年1月18日（水）午後4時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥1,240,000－（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第127号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	奥田地内用排水路整備工事
2 工事場所	大和高田市 大字奥田 地内
3 工事期間	契約締結日から令和5年3月17日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している(落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで)者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。(ダウンロード可能)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月19日(月)から令和4年12月23日(金)まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p>

	<p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧等	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年12月19日（月）から令和5年1月12日（木）まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年1月12日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年1月13日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年1月17日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年1月18日（水）午後4時15分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥2,240,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第128号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	大谷地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市 大字大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。

	<p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月19日（月）から令和4年12月23日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年12月19日（月）から令和5年1月12日（木）まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和5年1月12日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年1月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年1月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年1月18日(水)午後4時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限比較価格	<p>¥1,830,000-(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月16日

大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	西坊城地内隅切改良工事
2 工事場所	大和高田市 大字西坊城 地内
3 工事期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市格付け等級がD級又はE級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月19日（月）から令和4年12月23日（金）まで。</p> <p>(5) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 令和4年12月19日(月)から令和5年1月12日(木)まで。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 令和5年1月12日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年1月13日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年1月17日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年1月18日（水）午後4時45分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥1,210,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

**公告第130号**

大和高田市文化会館自動販売機設置事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市文化会館自動販売機設置業務

(2) 業務内容

自動販売機設置業務

2 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

3 行政財産使用料

1年間27,660円/1㎡（令和4年度分、消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市文化会館自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領」の「4 参加資格要件」を全て満たす者であること。

5 参加申請

令和5年1月11日（水） 午後5時まで

6 その他

大和高田市文化会館自動販売機設置事業者選定プロポーザル実施要領による。

7 担当課

大和高田市役所 地域振興部 文化振興課

公告第131号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月20日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和5年度大和高田市議会インターネット映像配信業務委託
2 履行場所	大和高田市役所
3 契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿登録者のうち、次に掲げる品目のいずれかに登録している者であること。</p> <p>①「役務の提供（電算業務）」                  ②「役務の提供（業務代行）」                  ③「役務の提供（その他）」                  ④「その他（その他）」</p> <p>(2) 平成29年4月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（議会映像配信に限る。）の受託実績を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p>

	<p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</li> <li>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</li> <li>③ 5の(2)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し</li> </ul> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月20日（火）から令和5年1月12日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始期間（令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</li> <li>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</li> <li>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</li> </ul>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受付期限 令和5年1月20日（金）午後5時まで</li> <li>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</li> <li>(3) 回答期限 令和5年1月23日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> </ul>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 期限 令和5年1月25日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</li> <li>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</li> <li>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</li> </ul>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消</p>

	費税等抜きの金額で記載してください。
1 1 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 2 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和5年1月26日（木）午後4時10分 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 5 契約保証金	免除します。
1 6 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第132号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年12月22日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市がん検診等予約受付業務委託
2 業務場所	仕様書のとおり
3 業務期間	仕様書のとおり
4 業務内容等	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供」に登録している者であること。 (2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27

	<p>001】</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 5の(2)に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年12月22日（木）から令和5年1月13日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び年末年始期間（令和4年12月29日（木）から令和5年1月3日（火）まで）を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和5年1月19日（木）午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和5年1月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和5年1月25日(水)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和5年1月26日(木)午後4時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、令和4年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

令和4年12月23日

大和高田市長 堀内 大造

1. 試験概要

<募集内容及び受験資格>

職 種	募集人数	受 験 資 格
号 名 称		
土木職	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程を卒業した人（大学、短期大学、高等学校を令和5年3月卒業見込みの人を含む）
電気職	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の電気専門課程を卒業した人（大学、短期大学、高等学校を令和5年3月卒業見込みの人を含む）
保育士 幼稚園教諭	5人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は令和5年3月末日までに両方取得見込みの人
保健師	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和5年3月末日までに取得見込みの人
臨床心理士 公認心理師	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士、又は公認心理師資格を有する人
特別支援 教育指導員	1人	昭和42年4月2日以降に生まれた人で、教諭普通免許状（小学校、中学校、特別支援学校のいずれか）を有する人で、令和4年12月末時点において、特別支援教育の職務経験が5年以上ある人
栄養士	2人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士免許を有する人、又は令和5年3月末日までに取得見込みの人

（受験資格等に関する注意事項）

- ※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は令和5年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は令和5年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。
- ※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。
- ※4 「職務経験年数」とは、民間企業等に勤務、又は、公務員等として同一事業所に1週あたり30時間以上継続勤務していた期間のことをいいます。
  - ① 勤務時間は、就業規則・雇用契約等に規定されている時間で、残業等の時間は含めません。
  - ② 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、育児休業、休職等で休んでいた期間は通算できません。
- ※5 採用後、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません。
- ※6 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 大和高田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) その他、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者
- (5) 日本国籍を有しない者で在留資格において就職等の制限がされている者

2. 受験手続・申込

(1) 申込方法

職員採用試験申込に関する書類については、大和高田市ホームページからのダウンロードのみの対応となります。市役所内での配布は行いません。

以下の書類を、簡易書留郵便で郵送してください（封筒に「試験申込書在中」と朱書きのこと）。

職種番号・職種	提出書類
① 土木職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和高田市職員採用試験申込書</li> <li>・学歴及び職歴 &lt;追加用&gt; ※追加する場合のみ</li> <li>・受験票</li> <li>・返信用封筒1通（<u>長形3号：23.5cm×12cm</u>） →封筒に84円切手を貼付し、自宅の郵便番号、住所、宛名を記入してください。</li> <li>・職務経歴書（特別支援教育指導員のみ）</li> </ul>
② 電気職	
③ 保育士・幼稚園教諭	
④ 保健師	
⑤ 臨床心理士・公認心理師	
⑥ 特別支援教育指導員	
⑦ 栄養士	

<注意事項>

- ・提出書類は、受験者本人がボールペン等で記入してください（鉛筆、消せるボールペンは不可）。
- ・大和高田市職員採用試験申込書及び受験票には、申込前6ヶ月以内に撮影した同一の写真を貼ってください。
- ・申込受付期間末日（当日消印有効）後に郵送された場合には、受験申込の受付は行わず失格としますので、締切日には十分注意してください。

(2) 申込期間・郵送先

令和4年12月24日（土）から令和5年1月8日（日）まで（消印有効）

【宛 先】〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所企画政策部人事課内

「大和高田市職員採用試験委員会」

(3) 受験票の交付

- ・受験票は、申込受付期間終了後、提出された返信用封筒により送付します。
- ・受験票が令和5年1月16日（月）までに届かない場合、人事課まで必ずお問い合わせください。
- ・試験当日には、受験票を必ず持参してください。

3. 試験日時・科目・会場等

(1) 第1次試験

日程	科目	会場
----	----	----

令和5年1月22日（日） 午前9時30分から	教養試験 【全職種】 専門試験 【①土木職、②電気職、③保育士・幼稚園教諭】	大和高田市役所
---------------------------	---	---------

※第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。

※合否にかかわらず、本人に結果通知します。本市ホームページでも確認できます。

※試験内容や合否に関する問い合わせについては、一切お答えできません。

※第1次試験合格者には、指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

- ◆ 最終学校卒業（見込）証明書 【全職種】
- ◆ 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書（写し不可）  
 【③保育士・幼稚園教諭、④保健師、⑤臨床心理士・公認心理師、⑥特別支援教育指導員、⑦栄養士】
- ◆ 職務経験年数を証明する在職証明書  
 【⑥特別支援教育指導員】

(2) 第2次試験（予定）

職場適応性検査（WEB受検） 【全職種】

個人面接 【全職種】

実技試験 【③保育士・幼稚園教諭のみ】

<受験方法>

試験日時令和5年2月14日（火）（予定のため、日程が多少前後することがあります）

科目・会場等についての詳細は、第1次試験合格者に通知します。

※職場適応性検査（WEB受検）について

日程：受検案内メール受信後、令和5年2月5日（日）までの期間内に受検。期間内に検査を受検されない場合、失格とします。

<受検方法>

- ・受検案内メールを受信（令和5年1月28日（土）に第1次試験合格者に配信予定）  
 受検に必要なURLや受検方法が記載されたメールを受け取り、WEB適正検査のログインID・パスワードを取得します。
- ※ibt-cloud.comのドメインから送信されるメールを受信できるように設定してください。
- ※受検案内メールが令和5年1月30日（月）12時までに届かない場合は、人事課まで必ずお問い合わせください。

4. 採用の時期

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

- ・採用予定者 令和5年4月1日付けで採用します。
- ・補欠登録者 合格者等に欠員が生じた場合に繰り上げ採用の対象となります。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が令和5年3月末日までに卒業できなかった場合、並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、補欠登録者）から抹消します。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持って、直接市役所人事課までお越しください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点	不合格通知の日から起算して2週間
第2次試験	(本人に限る)	総合順位	大和高田市役所 人事課

※開示時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 給与について

- ・ 令和4年4月1日現在の初任給月額は、大卒185,200円、短大卒167,100円、高校卒154,600円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。  
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。

7. 注意事項

- ・ 受験資格がないこと及び提出書類に不正があった場合、WEB検査で受験生本人以外が受検していた場合には、直ちに受験資格を取り消します。また採用後において発覚した場合には、免職となることがあります。
- ・ 受験のために提出された一切の書類は返却しません。取得した個人情報については、今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。
- ・ 使用されるパソコンや通信回線の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。
- ・ 新型コロナウイルス感染症などに罹患し治癒していない方や、濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これを理由とした欠席者向けの再実施は予定しておりません。
- ・ 試験会場では、感染予防のため、マスクの持参・着用をお願いするとともに、咳エチケットの徹底をお願いします。なお、試験中に試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただくことがあります。
- ・ 試験室は換気のため、試験中も適宜、窓やドアなどを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況や、自然災害等の社会情勢により試験の日程を変更する場合は、本市ホームページでお知らせします。

< 試験についての問い合わせ先 >

大和高田市役所 企画政策部人事課内  
 「大和高田市職員採用試験委員会」  
 電話 0745-22-1101

公告第133号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の内容	別紙「公売公告付表」のとおり		
2	公売の方法	入札		
3	公売日時	参加申込	令和5年1月12日（木） 午後1時00分 から 令和5年1月31日（火） 午後11時00分 まで	
		入札	令和5年2月6日（月） 午後1時00分から 令和5年2月13日（月） 午後1時00分まで	
		開札	令和5年2月13日（月） 午後2時00分	
4	公売場所	インターネット上 KSI 官公庁オークションのページ ( <a href="https://kankocho.jp">https://kankocho.jp</a> )		
5	公売保証金及び見積価額	別紙「公売公告付表」のとおり		
6	売却決定	日時	令和5年3月6日（月） 午前10時00分	場所 大和高田市収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和5年3月6日（月） 午後2時30分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）
8	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う		
9	その他	1. 入札に参加するためには、参加申込が必要です。また、公売に参加するためには、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。 3. 大和高田市は改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 4. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。 5. 公売で農地を買い受ける場合、入札締切までに買受適格証明書を交付されている必要があります。		
配当を受ける者の権利の申出について 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。				
※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。 大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 （内線2264）				

公売公告付表			
売却区分 番 号	大和高田市-4-7-1	見積価額	1,890,000円
		公売保証金	190,000円
公売財産の 表示	所在 奈良県大和高田市大字市場 地番 574番1 地目 田 地積 647㎡ 以上登記簿による表示		
公売財産の 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『尺土』駅から北東へ約1,000mのところ(徒歩約13分)。</li> <li>・接道しているのは東面市道陵141号線で水路・里道。北面で水路。西面は市道陵184号線で公衆用道路(接面0.9m程)。南面では、高さ5mの擁壁で駐車場が隣接している。</li> <li>・登記地目は田であるが、草木が生い茂って、現況は雑種地状態。</li> </ul>		
利用状況・ 法的規制等	(行政的条件) <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・市街化区域であるが農地であるため農業委員会の届出が必要</li> <li>・用途地域 第二種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> </ul>		
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書の提出が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・買受の際には農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。</li> </ul>		

公売公告付表

売却区分 番 号	大和高田市-4-7-2	見積価額	4,230,000円
		公売保証金	430,000円
公売財産の 表示	(土地の表示) 所在 奈良県大和高田市大字野口 地番 295番 地目 田 地積 1,554㎡		

	以上登記簿による表示
公売財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR和歌山線 五位堂駅から南東へ約1.2kmのところ(徒歩約15分)</li> <li>・当該敷地の南面で市道陵9号線と接している(接面約36m、幅員約4.4m)。</li> <li>・当該土地周辺は境界明示されておりません。</li> </ul>
公売財産の概要 (行政的条件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化調整区域</li> </ul>
その他 公売条件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・公売においては、暴力団員等の売り払いを防止するため、暴力団員等でないことの陳述が必要となりますので、陳述書の提出が必要となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> <li>・買受の際には農業委員会から買受適格証明書の交付を受けたものでなければ、公売に参加できません。</li> </ul>

公告第134号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売しますので、同法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の表示	公売公告付表のとおり			
2	公売の方法	入 札			
3	公 売 日 時	参加申込期間	令和5年1月12日(木)午後1時00分から 令和5年1月31日(火)午後11時00分まで		
		入札	令和5年2月6日(月)午後1時00分から 令和5年2月13日(月)午後1時00分まで		
		開札	令和5年2月13日(月) 午後2時00分		
4	公売場所	インターネット上K S I 官公庁オークションのページ ( <a href="https://kankocho.jp">https://kankocho.jp</a> )			
5	公売保証金及び見積価額	公売公告付表のとおり			
6	売却決定	日時	令和5年2月16日(木) 午前10時00分	場所	大和高田市役所 収納対策室

7	買受代金納付期限	日時	令和5年3月6日(月) 午後2時30分	(ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。)							
9	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う									
10	その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公売に参加するためには、参加申込が必要です。また、上記公売保証金納付期限までに、公売財産の売却区分番号ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。</li> <li>2. 参加申込された方が、暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出いただく必要があります。</li> <li>3. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。</li> <li>4. 大和高田市は、改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>5. 公売における注意事項については大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。</li> <li>6. 公売物件の地図・写真等については、大和高田市で閲覧いただけます。もしくは、大和高田市ホームページ(<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/auction.html</a>)でもご覧いただけます。</li> </ol>									
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>											
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL0745-22-1101 (内線2266)</p>											
<p>公売公告付表</p> <table border="1"> <tr> <td>売却区分番号</td> <td>大和高田市-4-7-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公売財産の表示</td> <td> <p>&lt;土地付建物&gt;</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町</p> <p>地番 173番4</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 341.29㎡</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>(主である建物の表示)</p> <p>住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町 15番15号</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 173番地4</p> <p>家屋番号 ①173番4②173番4の2</p> <p>種類 ①居宅・店舗②共同住宅</p> <p>構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建</p> <p>床面積 ①1階 67.88㎡ ②1階 172.39㎡</p> <p>2階 69.81㎡ 2階 142.65㎡</p> <p>昭和54年10月2日 新築</p> </td> </tr> <tr> <td>見積価額</td> <td>15,960,000円</td> </tr> </table>					売却区分番号	大和高田市-4-7-3	公売財産の表示	<p>&lt;土地付建物&gt;</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町</p> <p>地番 173番4</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 341.29㎡</p>	<p>(主である建物の表示)</p> <p>住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町 15番15号</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 173番地4</p> <p>家屋番号 ①173番4②173番4の2</p> <p>種類 ①居宅・店舗②共同住宅</p> <p>構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建</p> <p>床面積 ①1階 67.88㎡ ②1階 172.39㎡</p> <p>2階 69.81㎡ 2階 142.65㎡</p> <p>昭和54年10月2日 新築</p>	見積価額	15,960,000円
売却区分番号	大和高田市-4-7-3										
公売財産の表示	<p>&lt;土地付建物&gt;</p> <p>(土地の表示)</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町</p> <p>地番 173番4</p> <p>地目 宅地</p> <p>地積 341.29㎡</p>										
	<p>(主である建物の表示)</p> <p>住居表示 奈良県大和高田市蔵之宮町 15番15号</p> <p>所在 奈良県大和高田市蔵之宮町 173番地4</p> <p>家屋番号 ①173番4②173番4の2</p> <p>種類 ①居宅・店舗②共同住宅</p> <p>構造 ①木造瓦葺2階建②木造かわらぶき2階建</p> <p>床面積 ①1階 67.88㎡ ②1階 172.39㎡</p> <p>2階 69.81㎡ 2階 142.65㎡</p> <p>昭和54年10月2日 新築</p>										
見積価額	15,960,000円										

	<p>公売保証金 1,600,000円</p> <p>以上、登記簿による表示</p>
<p>公売財産の概要 (地域概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近鉄南大阪線『高田市』駅から南東へ約1,500mのところ(徒歩約20分)</li> <li>・接道している道幅は東3.5m幅の道。南4m幅の道は敷地内道路。</li> <li>・店舗・居宅と共同住宅が連なって建築されている。</li> <li>・全体を通して建物は古い。店舗部分は現在閉鎖状態。</li> <li>・居宅・共同住宅は共に空き家。共同住宅は長屋であり6室あり、腐敗が進んでいる。入口は草木が生い茂って部屋には入れない状態。</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (行政的条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域 市街化区域</li> <li>・用途地域 第一種住居地域</li> <li>・建ぺい率(指定) 60%</li> <li>・容積率(指定) 200%</li> <li>・高度地区 15m</li> <li>・建築基準法第22条指定区域</li> </ul>
<p>公売財産の概要 (使用状況等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件について、居住用とするには修繕が必要と考えられます。</li> <li>・当該物件は、公道に接しておりません。</li> </ul>
<p>その他 公売条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公売に参加する場合は、事前に公売財産の現況、関係公簿等をご確認ください。</li> <li>・現状有姿での公売となります。</li> <li>・境界については、隣接地所有者と協議してください。</li> <li>・大和高田市は、公売財産の引渡義務を負いません。</li> <li>・大和高田市は民法改正前の瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・現在、敷地利用している個人及び事業者との協議は、当事者間で行ってください。</li> </ul>

公告第135号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和4年12月26日

大和高田市長 堀内 大造

1	公売財産の内容	別紙「公売公告付表」のとおり		
2	公売の方法	せり売り		
3	公売日時	参加申込	令和5年1月12日（木） 午後1時00分 から 令和5年1月31日（火） 午後11時00分 まで	
		せり売り	令和5年2月6日（月） 午後1時00分 から 令和5年2月8日（水） 午後11時00分 まで	
		開札	令和5年2月9日（木） 午前10時00分	
4	公売場所	インターネット上 KSI 官公庁オークションのページ ( <a href="https://kankocho.jp">https://kankocho.jp</a> )		
5	公売保証金及び見積価額	別紙「公売公告付表」のとおり		
6	売却決定	日時	令和5年2月16日（木） 午前10時00分	場所 大和高田市 収納対策室
7	買受代金納付期限	日時	令和5年2月16日（木） 午後2時30分	（ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）
8	買受人についての資格その他の要件	大和高田市インターネット公売ガイドラインに従う ※大和高田市ホームページ上のインターネット公売ガイドラインを確認してください。		
9	その他	1. せり売りに参加するためには、参加申込が必要です。また、上記参加申込期間中に、公売財産の売却区分ごとに公売保証金を納付いただく必要があります。 2. 公売による権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 3. 大和高田市は改正前民法の瑕疵担保責任を負いません。 公売物件の写真等については大和高田市で閲覧いただけます。		
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は下記担当部署に用意しています。</p>				
<p>※ この公告事項の詳細についてお聞きになりたい方は、下記担当部署までお問い合わせください。</p> <p>大和高田市・収納対策室 TEL 0745-22-1101 （内線2264）</p>				

公売公告付表

売却区分番号	大和高田市-4-7-4
見積価額	700,000円
公売保証金	70,000円

<p>公売財産の表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録年月日：令和2年7月28日</li> <li>・初度登録年月：平成24年11月</li> <li>・車名：トヨタ</li> <li>・型式：DBA-ANH20W</li> <li>・車台番号：ANH20-8255782</li> <li>・自動車の種別：普通</li> <li>・用途：乗用</li> <li>・自家用事業用の別：自家用</li> <li>・車体の形状：ステーションワゴン</li> <li>・総排気量：2.36kW</li> <li>・燃料の種類：ガソリン</li> <li>・乗車定員：8人</li> <li>・車両重量：1,910kg</li> <li>・車両総重量：2,350kg</li> <li>・長さ：488cm</li> <li>・幅：184cm</li> <li>・高さ：190cm</li> <li>・前前軸重：1,060kg</li> <li>・後後軸重：850kg</li> <li>・ミッション：オートマチック</li> <li>・ハンドル：右</li> <li>・走行距離：61,766km (R4.10.3引き上げ時点)</li> </ul> <p>※今後、移動等で変動する場合がございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証有効期限：令和6年1月18日</li> <li>・車体の色：黒</li> </ul>
<p>車両等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バッテリーの状態は以下を参照としてください。</li> </ul> <p>R4.10.3に保管場所へ移動させ、R4.11.8の査定依頼時にバッテリー上がりが判明。</p> <p>その後、R4.12.13に応急処置を行い、その後しばらく走行を行うが、R4.12.16に再度バッテリー上がりの状態となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ETC搭載</li> <li>・純正カーナビあり ※ただし、初期化されているものと思われます。</li> <li>・車両には経過年数相応の傷が多数見られます。</li> <li>・運転席側及び助手席側にドアずれがあります。</li> <li>・スペアキー（1個）、車検証、リサイクル券は大和高田市で保管中です。</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<p>見積価額の設定は複数の業者に査定を依頼したものを参考にしております。</p>
<p>引渡条件</p>	<p>売却決定後、2月末日までは大和高田市にて車両の保管を行います。2月末日以降での引渡となる場合、保管に伴う費用は落札者負担となります。</p>
<p>下見会の案内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所駐車場にて下見会を実施します。事前に電話でご連絡の上、収納対策室までお越しください。</li> <li>日時：令和5年1月19日（木）10：00～16：00</li> <li>※12：00～13：00の間は除く。</li> <li>※下見会では実際に走行することはできません。</li> </ul>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両及び装備は売却代金納付時の現状有姿で引渡しとなります。</li> <li>・引渡しに係る費用は落札者負担となります。輸送等はいりません。</li> </ul>

- ・現所有者より自動車内に残る動産の所有権を放棄する旨の同意書を取得済みです。
- ・車両の状況は職員の目視により確認したもので、正確な内容を保証するものではありません。画像は職員がデジタルカメラで撮影していますので物件の損傷の程度や色などは異なる場合がございます。
- ・引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても大和高田市は一切責任を負わず返品も受け付けません。また、不調や故障についての補償も一切行いません。

**教育委員会**

**教育委員会告示第18号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和4年12月8日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称  
大和高田市立図書館
  - (2) 施設の所在地  
大和高田市西町1番45号
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称  
株式会社図書館流通センター  
代表取締役 谷一 文子
  - (2) 団体の所在地  
東京都文京区大塚三丁目1番1号
- 3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
  - (1) 管理の基準  
法令、大和高田市及び大和高田市教育委員会の例規及び大和高田市立図書館指定管理者業務要求水準書に定める基準
  - (2) 業務の範囲  
ア 大和高田市立図書館設置条例第3条各号に規定する業務  
イ 図書館の利用及びその制限に関する業務  
ウ 図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務  
エ アからウまでに掲げるもののほか、図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務
- 4 指定管理者の指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

**教育委員会告示第19号**

大和高田市教育委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年12月13日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時  
令和4年12月19日(月)午前9時00分
- 2 場所  
市役所3階 庁議室 西
- 3 議案  
第1号 「大和高田市いじめ防止基本方針」の改定について  
第2号 その他

### 選挙管理委員会

#### 選挙管理委員会告示第34号

令和4年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数	18,328	人
6分の1の数	9,164	人
50分の1の数	1,100	人

#### 選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を、別紙のとおり公表する。

令和4年12月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

(選挙人名簿抄本閲覧の状況については市役所前の掲示場に掲示済)

### 農業委員会

#### 農業委員会告示第13号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年12月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

- 1 日時  
令和5年1月10日(火曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第5条規定による申請の件

第2号 農地法第18条第6項について通知の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

議 会

条例第30号

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

令和4年12月14日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)

第3章 個人情報ファイル(第17条)

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第18条—第30条)

第2節 訂正(第31条—第37条)

第3節 利用停止(第38条—第43条)

第4節 審査請求(第44条—第46条)

第5章 雑則(第47条—第52条)

第6章 罰則(第53条—第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大和高田市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
  - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名

加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1） 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2） 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3） 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4） 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

（2） 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組

織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
  - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
  - (3) 個人情報ファイルの利用目的
  - (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
  - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
  - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
  - (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
  - (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル  
 (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第6条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されて

いる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を

適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第30条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において議長が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することがで

きる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

#### (利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

#### (利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### (保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

#### (利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

#### (利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、

当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、大和高田市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第21号。以下「条例」という。)第2条に規定する大和高田市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ確実に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。